第３期 北広島市子どもの権利に関する推進計画

北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

令和３年３月

北広島市

はじめに

子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていく存在であり、これからの社会を築いていく未来への希望です。

北広島市では、子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指すため、平成 24 年度に「北広島市子どもの権利条例」を制定しました。同条例の理念に基づき、平成 26 年度に第 1 期推進計画を、平成 29 年度に第２期推進計画を策定し、子どもの権利に関する施策を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行、女性就業率の上昇など、社会情勢が大きく変化する中、子どもと子育て家庭をめぐっては、児童虐待の防止や社会的養育、仕事と子育ての両立などが依然として大きな課題となっているほか、インターネットの長時間利用など新たな課題に対する取り組みが求められています。また、令和 2 年度には、新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちの生活や心身に大きな影響を与える中で、子どもの目線で相談を受け、その不安を取り除くことの大切さを再確認しました。このような状況を踏まえ、子どもの権利に関する施策を着実に推進していくため、これまでの課題や社会情勢などを踏まえた「第３期子どもの権利に関する推進計画」を策定いたしました。

この計画の推進にあたっては、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、子どもの権利の保障を支援していく取り組みが重要であると考えております。そして、多くの市民に参加、ご協力をいただき、計画の基本理念である「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、子どもの権利推進委員会委員の皆様、ご協力いただきました皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和３年３月
北広島市長　上　野　正　三

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨…… １
２　計画の位置づけ…… １
３　計画の期間…… ２

第２章　意識調査からみる子どもを取り巻く現状

１　子どもの権利条例について…… ４
２　子どもの参加について…… ５
３　子どものふだんの生活について…… ６
４　子どもの権利の侵害への対応について…… １２
５　子どもを取り巻くメディアの状況について…… １３
６　子どもの権利の保障を進めるうえでの課題…… １５

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念…… １７
２　計画の基本目標…… １７
３　計画の体系…… １８

第４章　権利体系ごとの施策

１　安心して生きる施策の推進…… １９
２　守り、守られる施策の推進…… ２５
３　健やかに育つ施策の推進…… ３１
４　参加する施策の推進…… ３７

第５章　計画の推進と評価

１　計画の推進体制…… ４０
２　計画の評価・検証…… ４０

資料編

１　北広島市子どもの権利条例…… ４１
２　北広島市子どもの権利条例施行規則…… ４７
３　北広島市子どもの権利推進委員会委員名簿…… ５１
４　子どもに関する実態・意識調査（小学４年～６年生用）…… ５２
５　子どもに関する実態・意識調査（中学生以上用）…… ７３
６　用語解説…… ９５

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨と背景

平成元年（1989 年）、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成６年（1994 年）にこの条約を批准し、条約の理念の実現を目指して、さまざまな立法や行政措置を進めています。

平成 28 年（2016 年）には「児童の権利に関する条約」を基本理念として、子どもが権利の主体であることを明確にした改正児童福祉法が成立しました。国内法に「児童の権利に関する条約」が明記されたのは日本が同条約を批准して以来、初めてのことで、子どもの権利の保障を推進するための大きな一歩です。

また、条約を批准して 25 周年を迎えた令和元年には、国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、児童の意見の尊重など６つの点を緊急に対応すべき課題とした審査報告書が出され、課題解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

条約の理念の実現には、国だけではなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。

さらに、平成 26 年（2014 年）に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえることも必要とされています。

北広島市では、条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることとし、平成 24 年（2012 年）に北広島市子どもの権利条例（以下「子どもの権利条例」といいます。）を制定しました。子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、市としての子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた条例です。

本計画は、子どもの権利条例の理念の実現を目指して策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、子どもの権利条例第 25 条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市の取り組みを示すとともに、家庭や学校、施設、地域の取り組みを推進するものです。

また、他の計画との関係では「北広島市総合計画（第６次）」を上位計画とし、「北広島市子ども・子育て支援プラン」などの計画との連携、整合性を図り策定します。

なお、本計画において、「子ども」とは、子どもの権利条例第２条第１号に規定する子どもとします。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和５年度までとします。

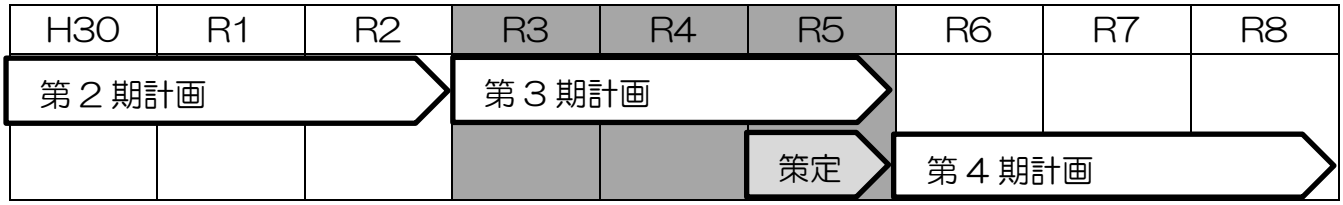

第２章　意識調査からみる子どもを取り巻く現状

計画の策定にあたって、子どもの権利に関する実態・意識を把握し、計画を策定する際の基礎資料とするため、下記のとおりアンケート調査（子どもの権利に関する実態・意識調査）を実施しました。

調査の内容とその結果については、参考資料に掲載しています。

<table>
<tr><th>項目</th><th>区分</th><th>配付数</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr>
<tr><td rowspan="9">調査対象</td><td rowspan="3">小学４年生から６年生まで</td><td rowspan="3">320 票</td><td>125 票</td><td rowspan="3">39.1%</td></tr>
<tr><td>うち郵送 107 票</td></tr>
<tr><td>うちオンライン 18 票</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中学生以上高校３年相当年齢まで</td><td rowspan="3">680 票</td><td>198 票</td><td rowspan="3">29.1%</td></tr>
<tr><td>うち郵送 152 票</td></tr>
<tr><td>うちオンライン 46 票</td></tr>
<tr><td rowspan="3">合計</td><td rowspan="3">1,000 票</td><td>323 票</td><td rowspan="3">32.3%</td></tr>
<tr><td>うち郵送 259 票</td></tr>
<tr><td>うちオンライン 64 票</td></tr>
<tr><td>対象者の抽出方法</td><td colspan="4">住民基本台帳からの無作為抽出</td></tr>
<tr><td>調査期間</td><td colspan="4">令和２年８月７日（金）～８月 28 日（金）</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td colspan="4">郵送による配付
回収は郵送又はオンライン（インターネット）</td></tr>
</table>

1　子どもの権利条例について

子どもの権利条例についての認知度は、前回調査よりも 4.2 ポイント高い 35.3%の子どもが「見たり聞いたりしたことがある」と回答しました。その認知経路は「子どもの権利相談カード」や「学校の授業」が多数でした。

【問 14－1】あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。

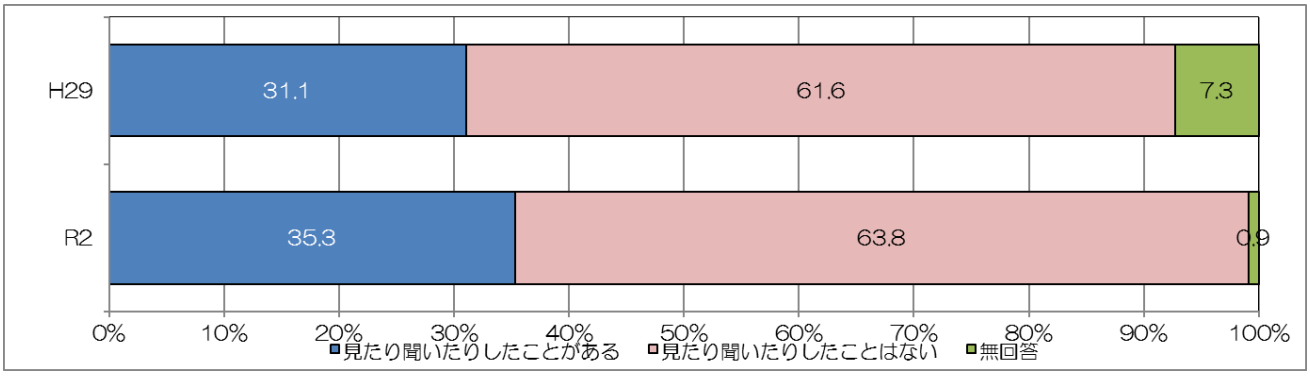

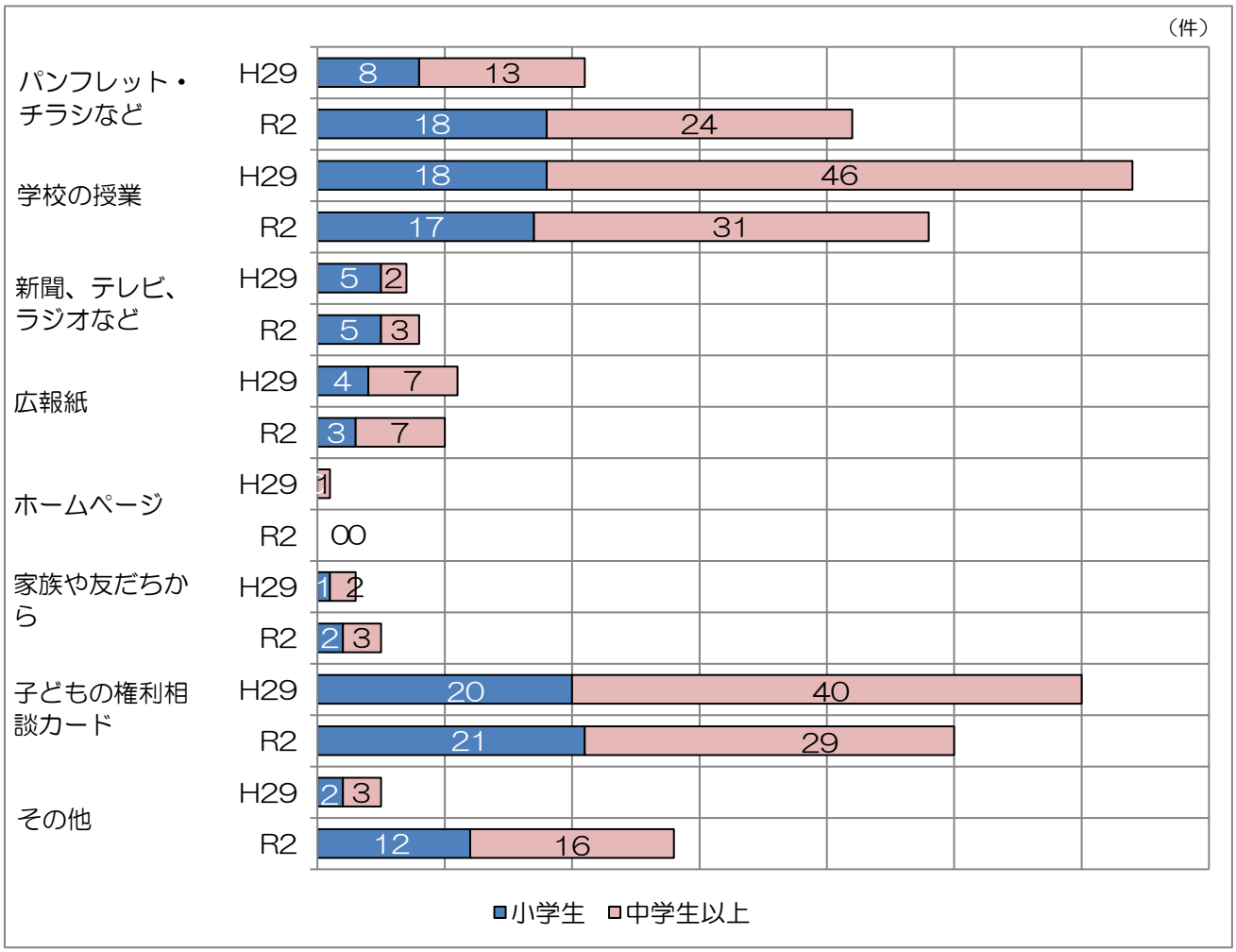

２　子どもの参加について

「子どもが自分の考えや思いがあるときに、意見を言うことができるか」についての問いに対し、「言うことができる」「だいたい言うことができる」と回答があった子どもの割合は、中学生以上では全ての項目で減少しているものの、小学生と中学生以上を合わせた全体では前回調査よりも増加しています。特に「学校行事の内容や進め方」「学校でのきまりごと」「地域のお祭りやボランティア活動」の意見表明についての割合は前回調査よりも増加しています。

しかし、「あまり言うことができない」の割合は、中学生以上で全体的に増加しており、小学生と中学生以上を合わせた全体では、「家族の中の大事な物事やルール」「学校行事の内容や進め方」で前回調査よりも増加しており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分でないことがうかがえる結果となっています。

一方で、前回調査で割合が高かった「地域で行うお祭りやボランティア活動などについて」は、前回調査に比べて大きく減少しています。

【問 17】あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。

小学生

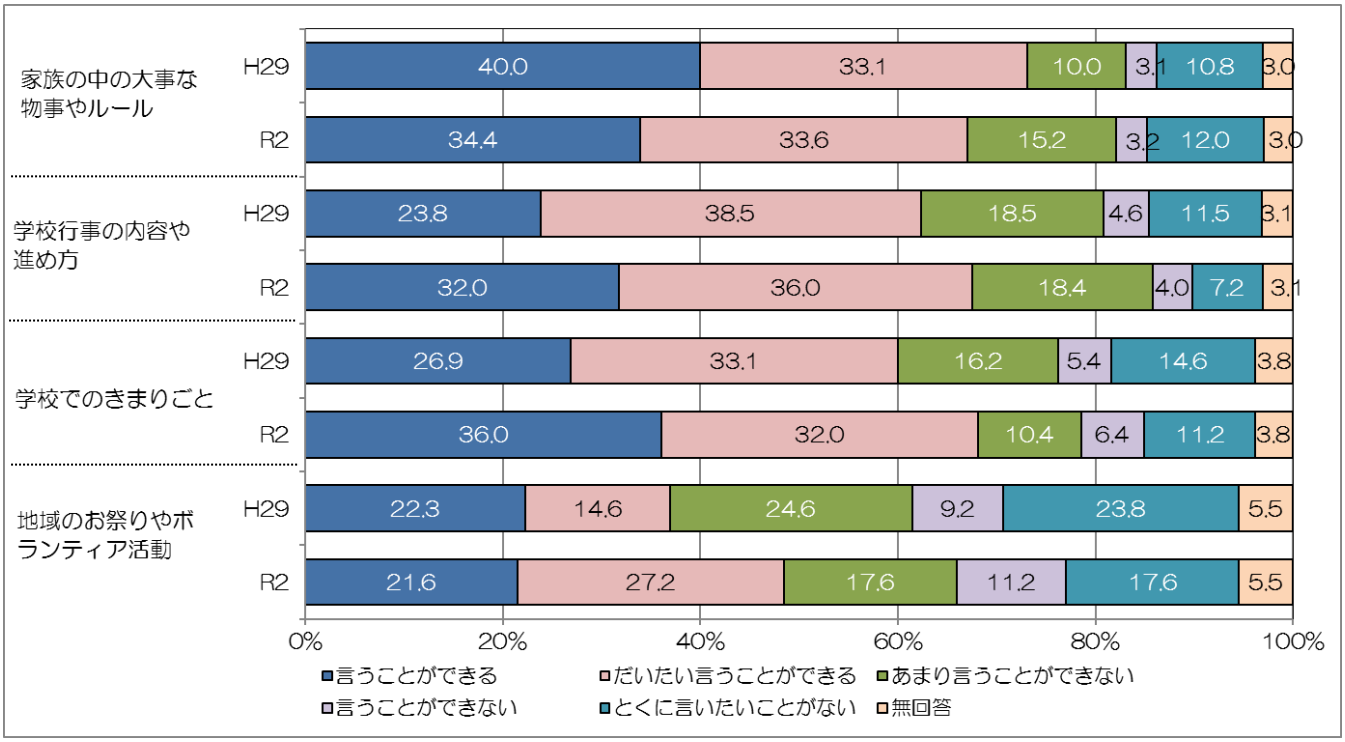

中学生以上

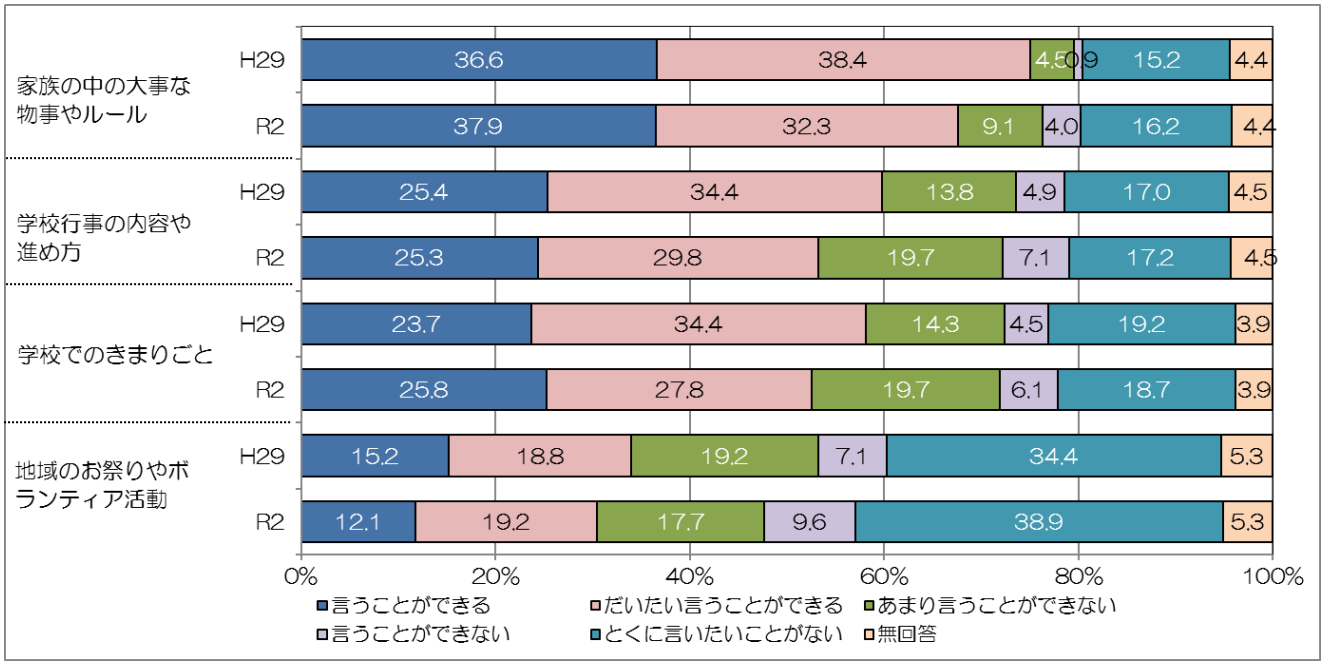

3　子どものふだんの生活について

(1)　子どもの自己肯定感について

自分のことをどう思うかについての問いに対し、小学生、中学生以上とも、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について、「そう思う」「まあそう思う」の合計は 80%を超える結果となりました。

また、小学生、中学生以上とも、全ての項目で「そう思う」「まあそう思う」と回答している割合が前回調査よりも増加しています。

【問４】あなたは自分自身のことについて、どのように思っていますか。

小学生

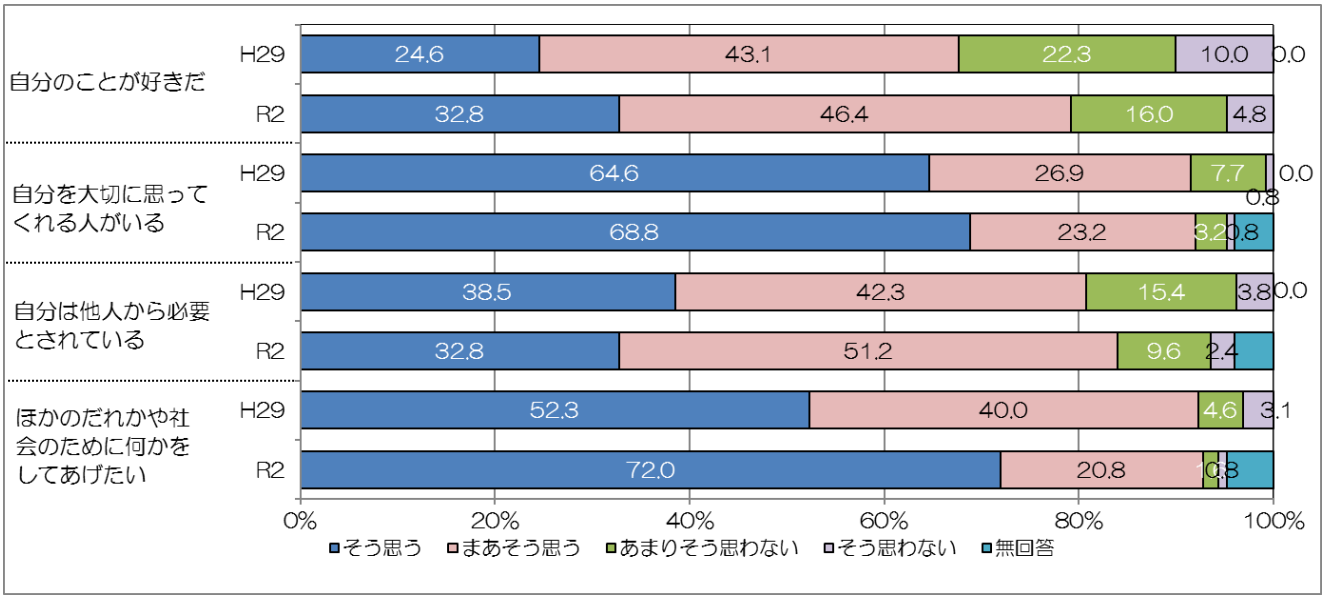

中学生以上

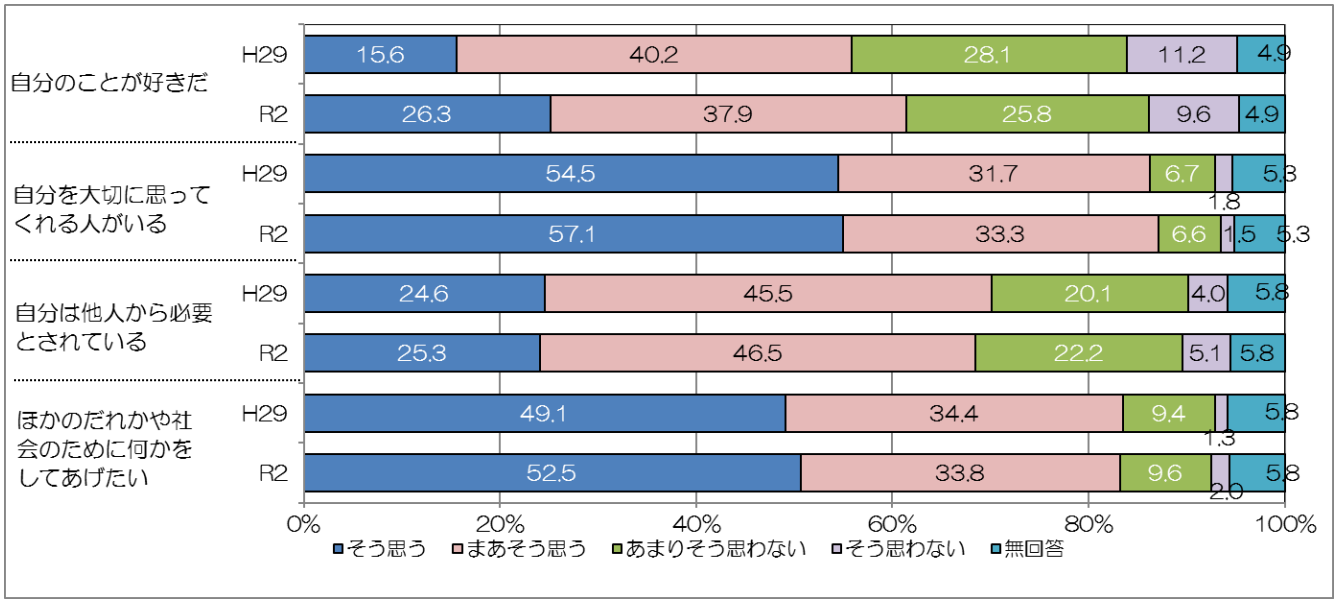

また、様々な場面で自分の考えや意見を「言うことができる」子どもは「自分のことが好きだと思う」と回答する割合が高くなっています。子どもが自分の考えや思いを言うことができると感じるか否かが子どもの自己肯定感に影響を与えていることがうかがえる結果となりました。なお、全体として、自己肯定感の割合は前回調査よりも増加しています。

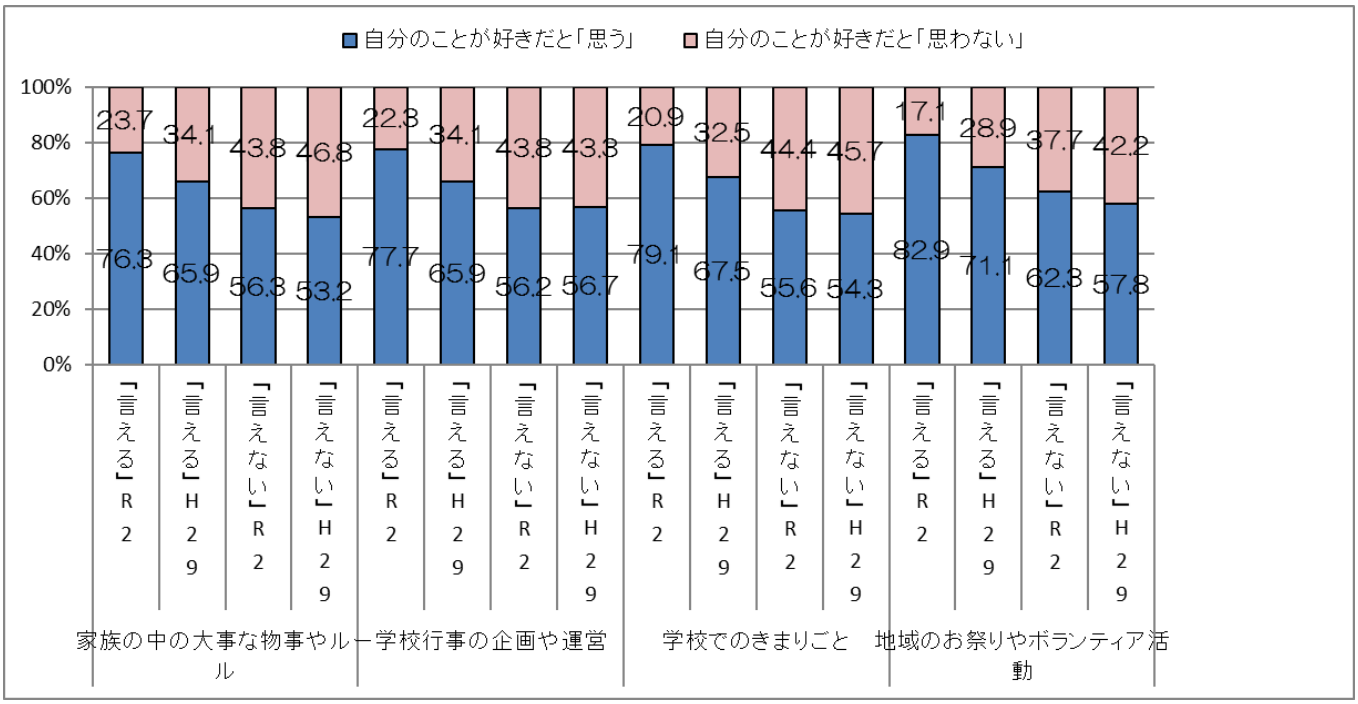

さらに、保護者が「自分の話を真面目に聞いてくれない」、「自分をけなしたり、ばかにしたりする」ことがあると感じている子どもは「自分のことが好きだと思わない」と回答する割合が高くなっており、保護者の態度が子どもの自己肯定感に影響を与えていることがわかります。

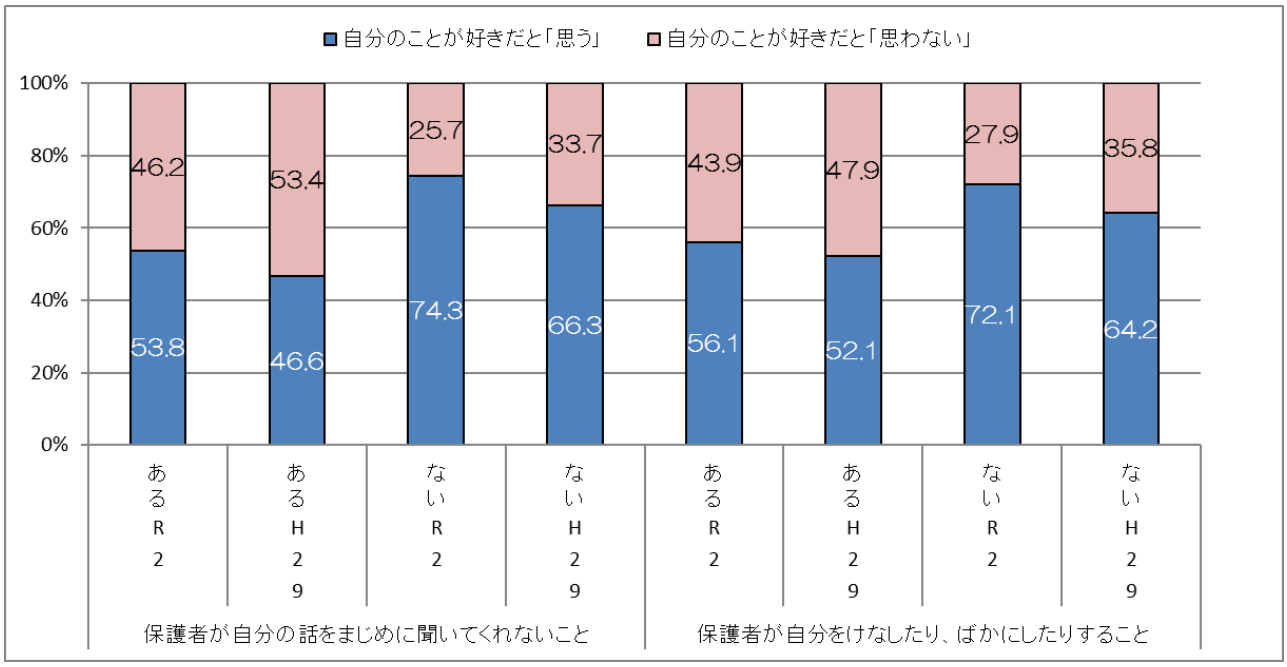

⑵　自分が夢中になれることや充実していることについて

　自分が夢中になれることや充実していることについては、友だちとの遊びや TV・オンラインゲーム、スポーツ・運動で高い割合が見られました。

新　規

【問 5】あなたは、今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか。

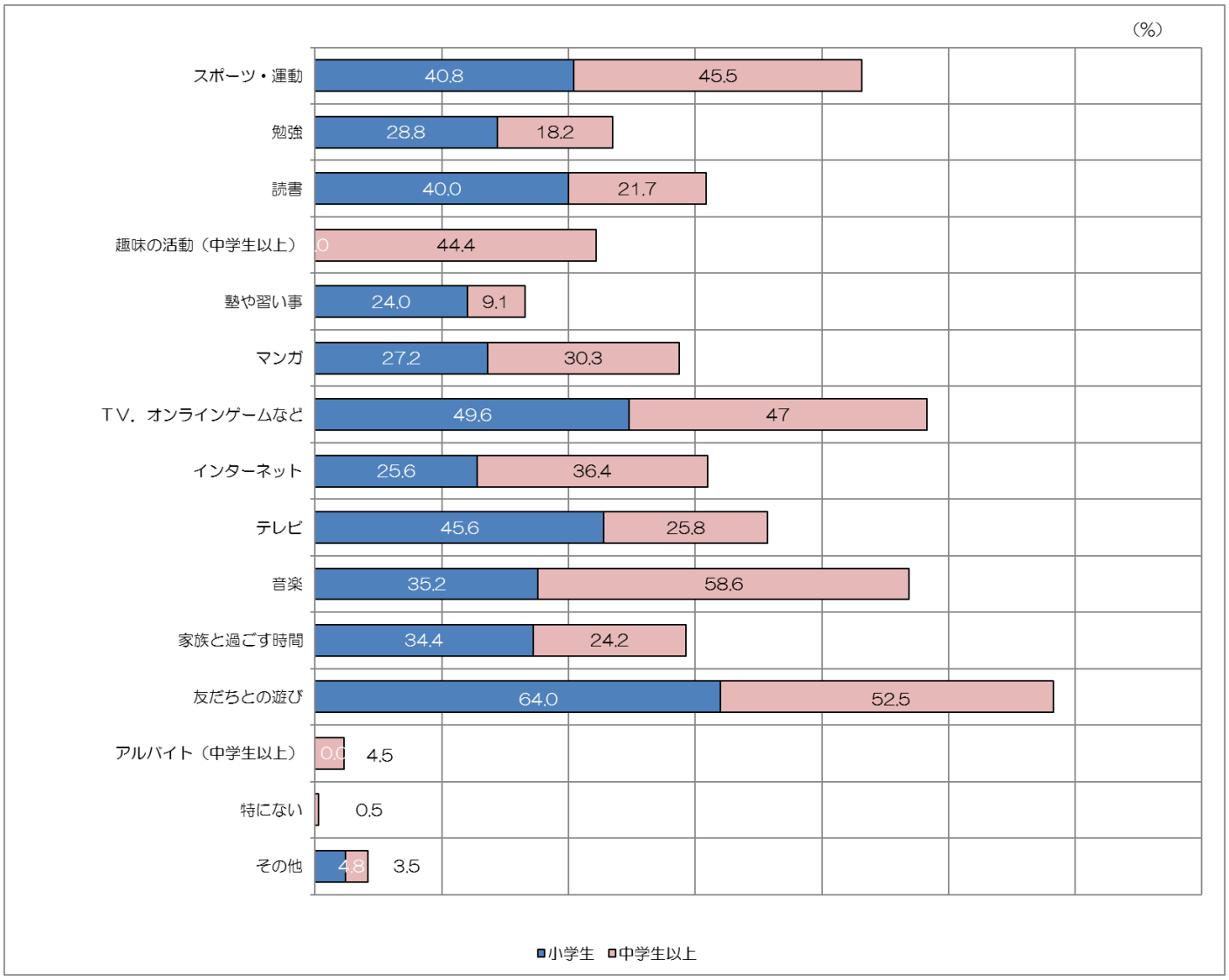

⑶　安心できる場所について

「ほっ」とでき、安心していられる場所については「家で家族と過ごす部屋」「自分の部屋」が高い割合になっています。小学生は前回調査よりも「自分の部屋」の割合が減り、「家で家族と過ごす」の割合が増えています。

【問９】あなたが普段の生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。

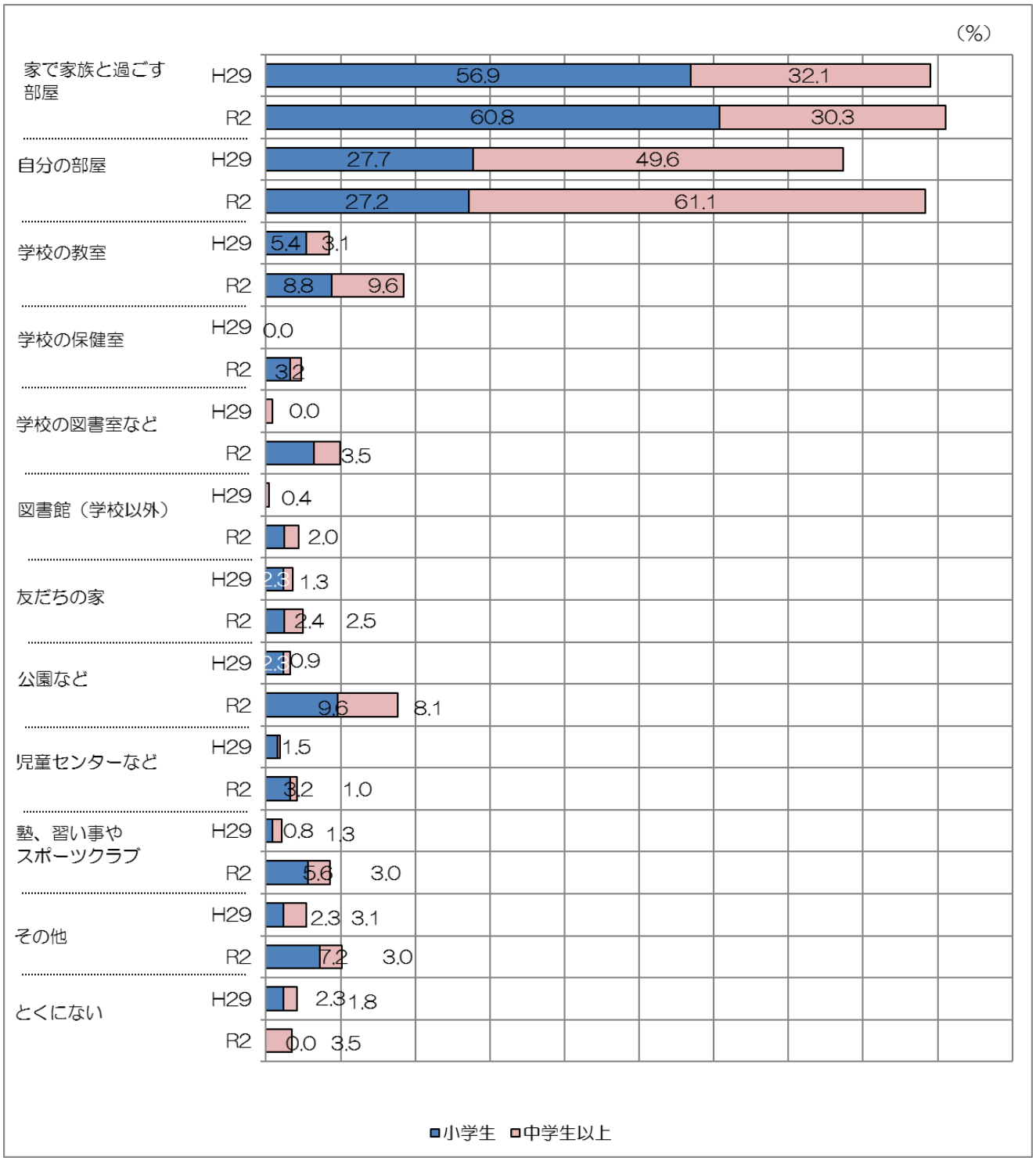

⑷　遊び場、居場所について

遊び場、居場所となる公共施設については、公園が高い利用状況になっています。また、児童センターについて、地区別の利用は以下のとおりとなりました。

【問 16】あなたは、北広島市にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。（複数回答可）

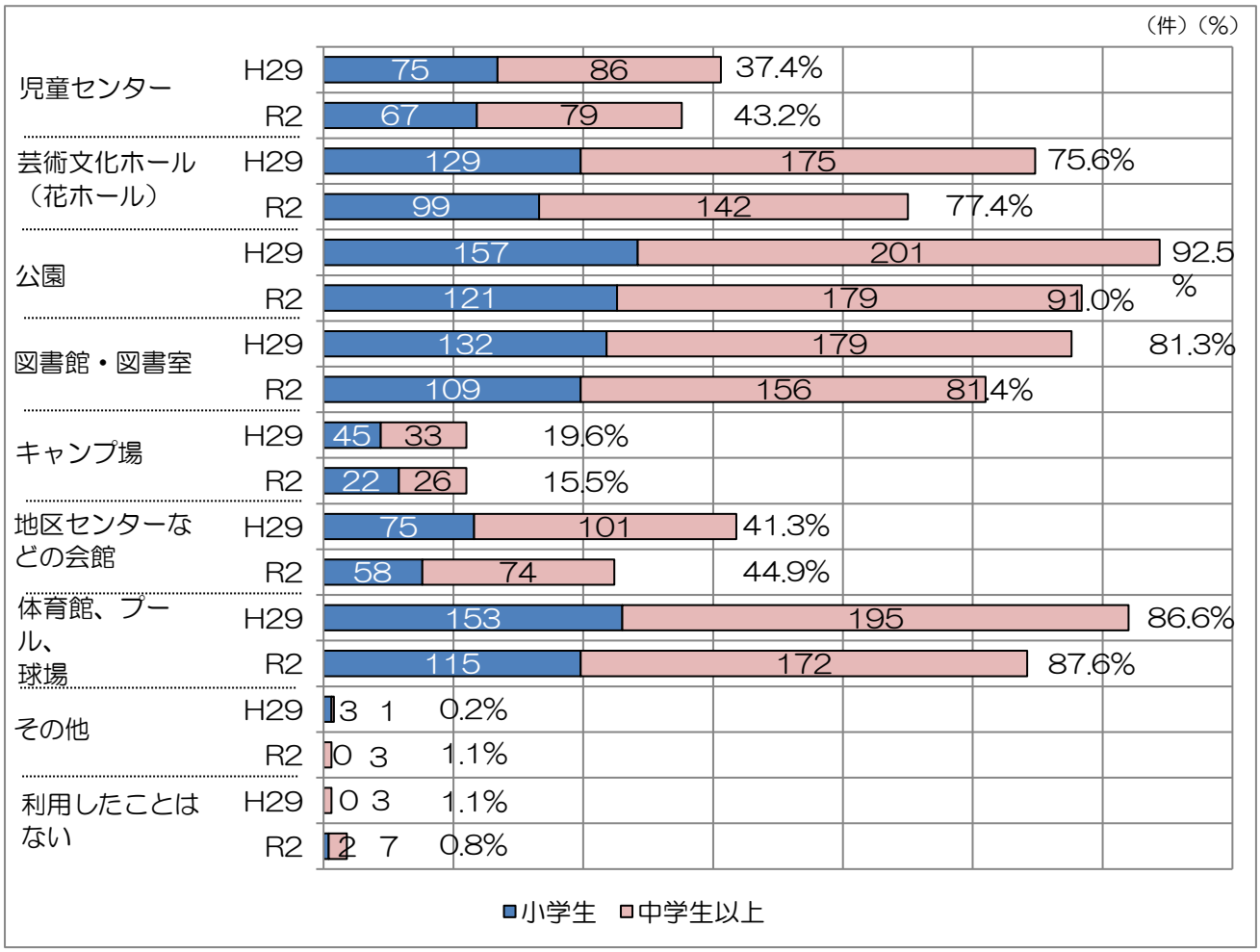

児童センター地区別の状況

	小学生			中学生以上		
	R2		H29	R2		H29
東部地区	2/28	(7.1%)	(25.0%)	10/59	(16.9%)	(51.2%)
西部地区	14/16	(87.5%)	(100.0%)	17/20	(85.0%)	(42.2%)
西の里地区	5/13	(38.5%)	(44.4%)	7/35	(20.0%)	(34.0%)
大曲地区	19/37	(51.4%)	(60.0%)	25/51	(49.0%)	(30.0%)
北広島団地地区	18/28	(64.3%)	(69.2%)	20/33	(60.6%)	(38.3%)
未回答	1/3	(33.3%)	(16.7%)	0/0	(0.0%)	(18.2%)

（利用人数／地区別回答数）

４　子どもの権利の侵害への対応について

子どもが相談できるところは、様々なところがあります。北海道教育委員会で行っている「子ども相談電話」や法務局で行っている「子どもの人権 110 番」、北広島市で行っている「子どもの権利相談」の認知度が高い結果であることが分かりました。

なお、子どもの権利相談の割合が前回から増加しています。

【問 12】子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところはありますか。（複数回答可）

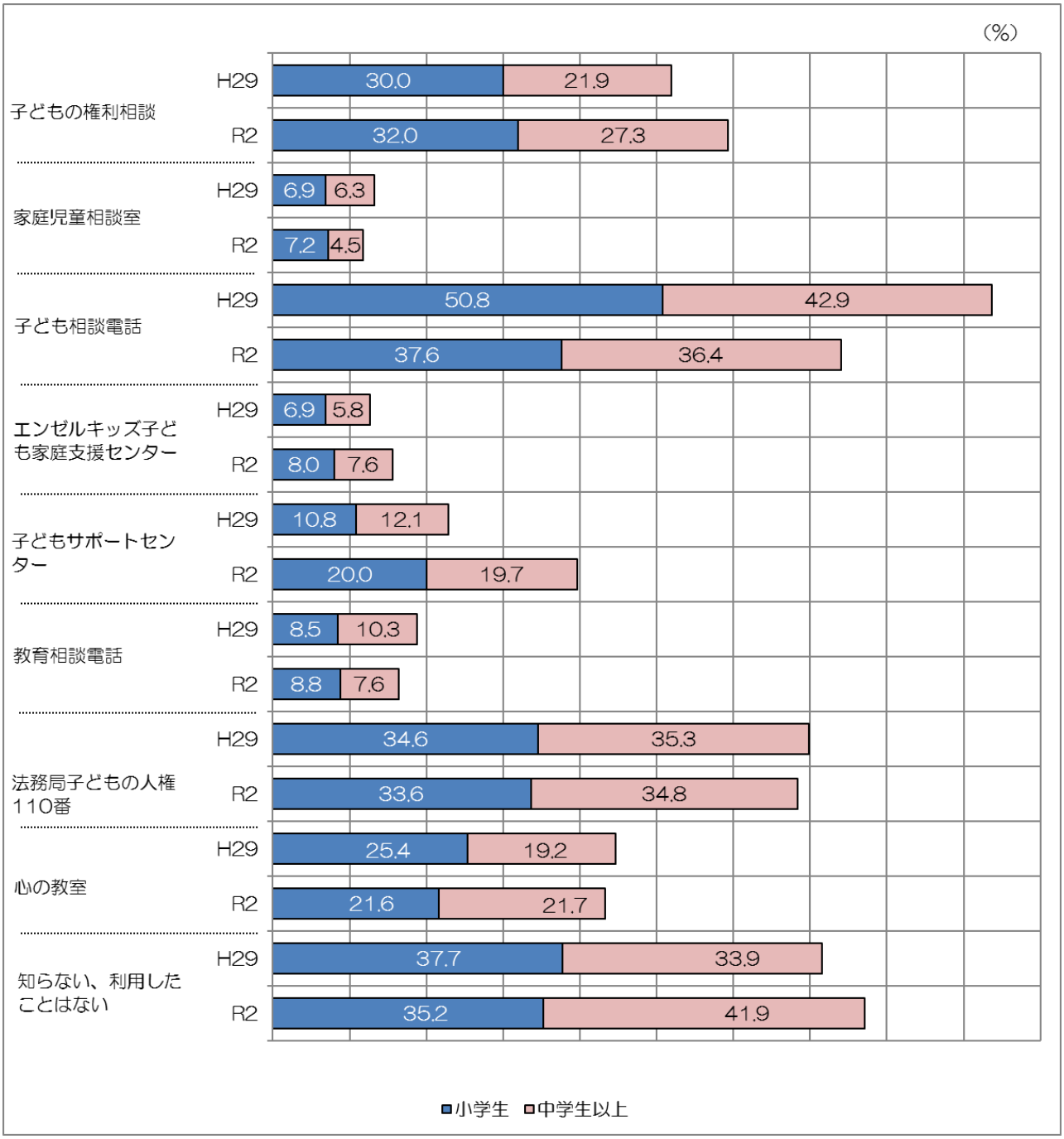

５　子どもを取り巻くメディアの状況について

インターネットやスマートフォンの普及により、子どもがインターネットを利用しやすい環境にあり、スマートフォンやパソコンでインターネットを利用している割合は、前回調査よりも増えています。

また、中学生以上の子どもは自分専用で携帯電話を所有している割合が約８割と高く、小学生は親と共有が約５割、自分専用も約４割であるという結果が出ています。

インターネットの利用時間については、小学生は２時間以内が全体の約５割、中学生以上は２時間より多い時間が全体の約６割で、５時間以上の利用も約２割あることが分かっています。

インターネットの利用目的では、動画・音楽視聴のほか、ゲームやコミュニケーションツールとして多く利用されていることが分かっています。

新　規

【問 18】あなたは授業以外で、パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）でインターネットを利用していますか。

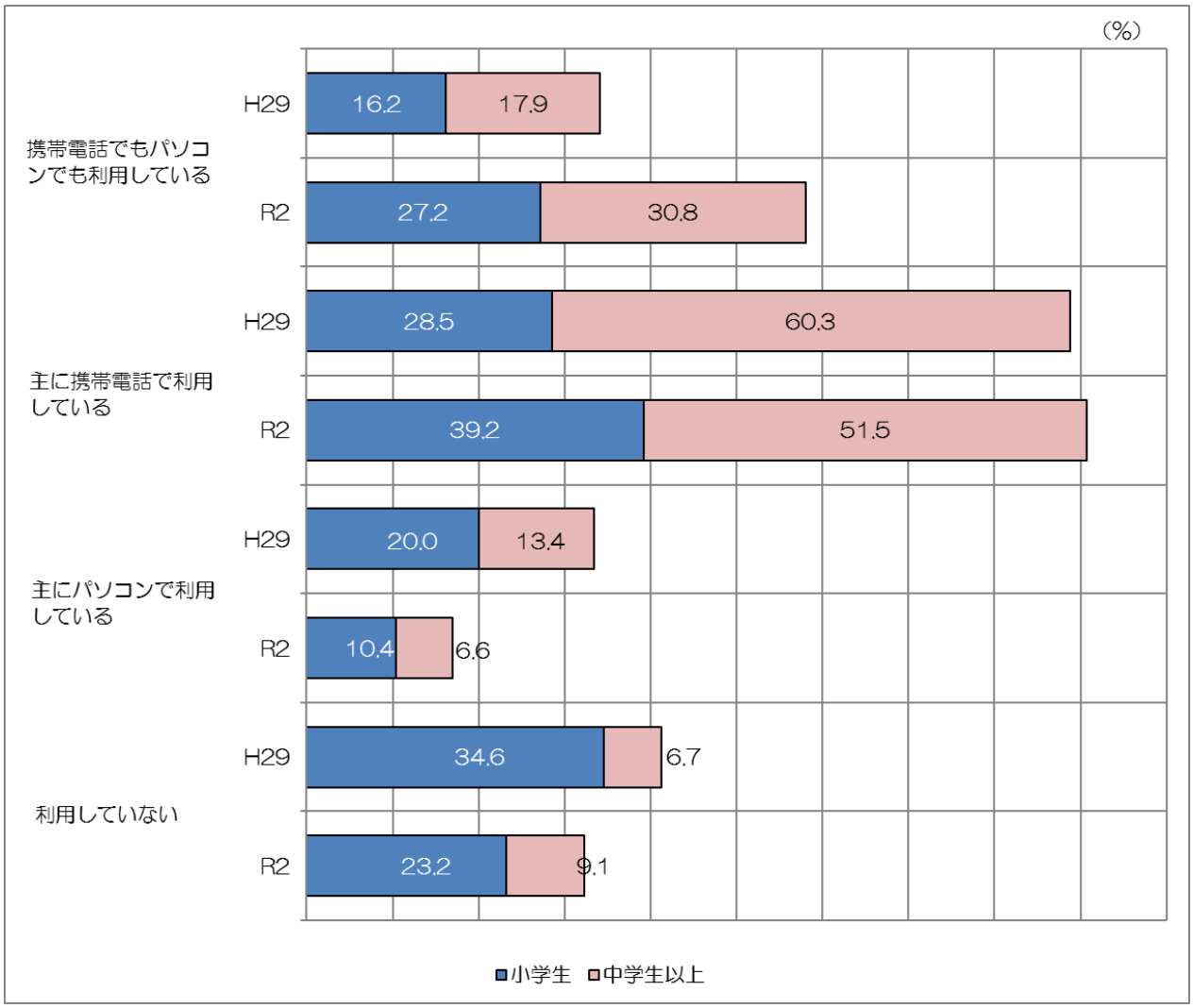

新　規

【問 18－1】携帯電話（スマートフォンを含む）は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。

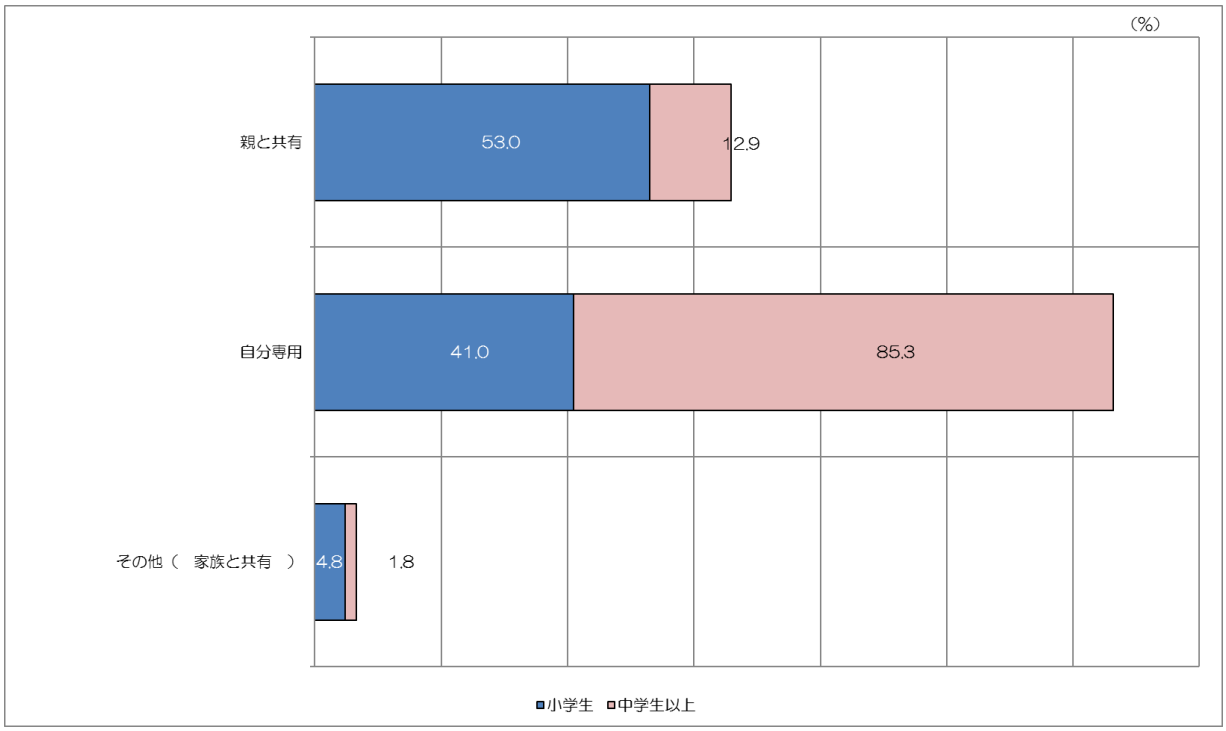

新　規

【問 18－2】一日の中で、インターネットを利用する時間はどの位ですか。

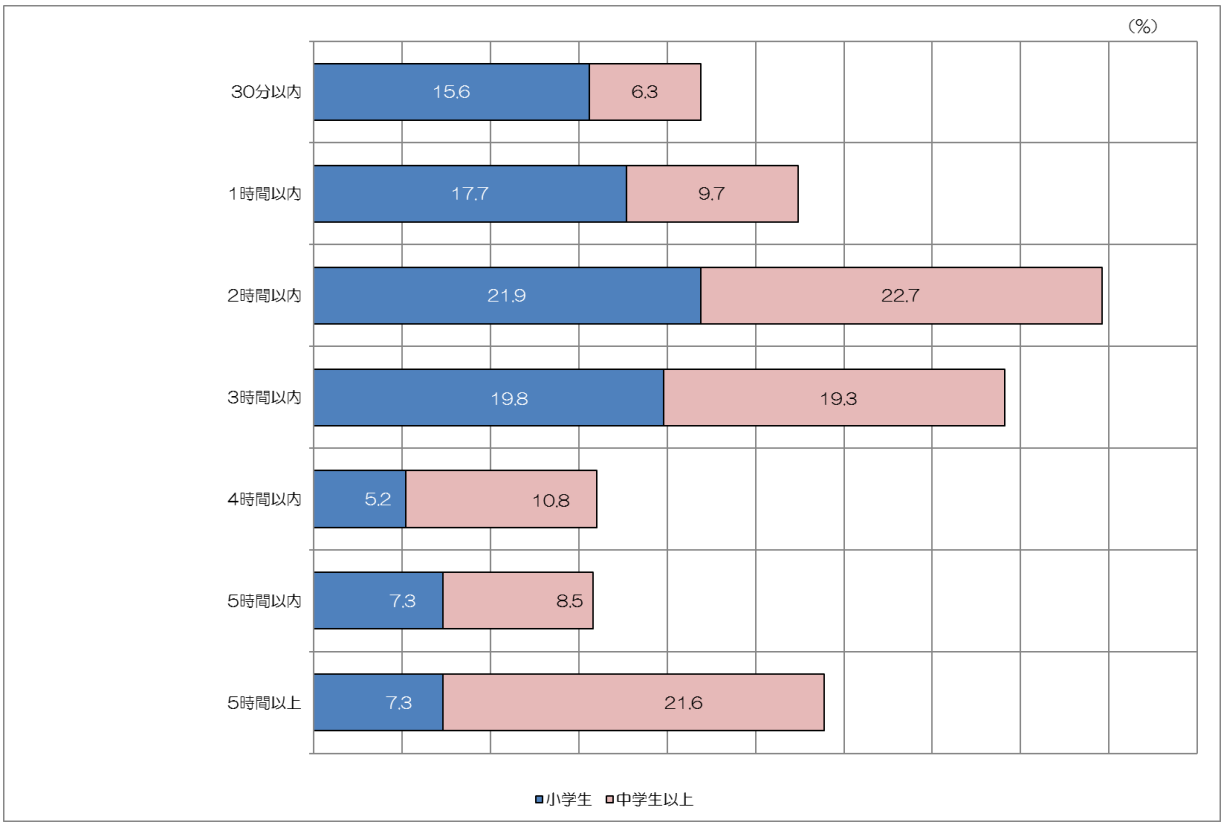

新　規

【問 18－3】インターネットの利用目的について、あてはまるものは何ですか。

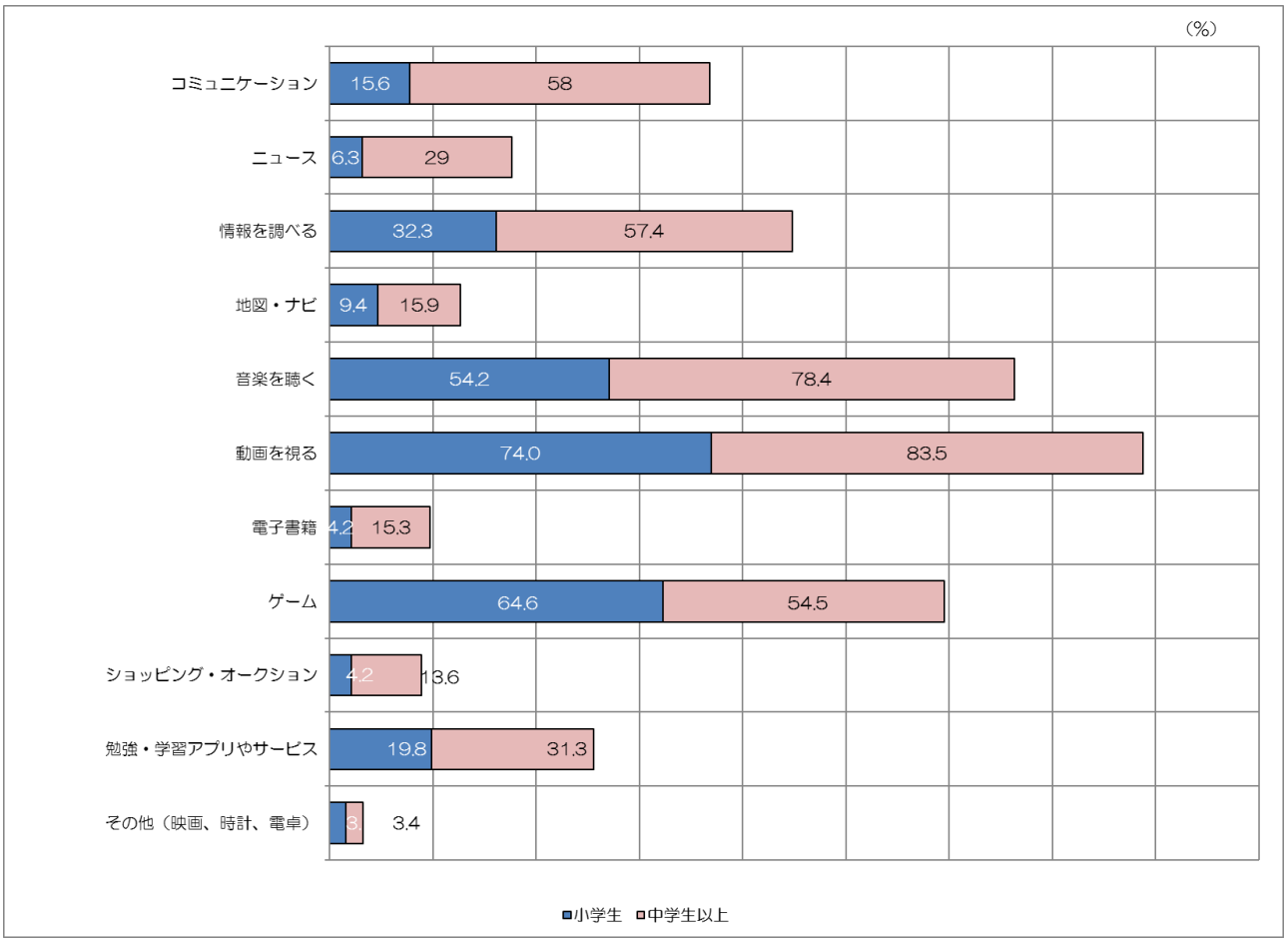

6　子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果などから、第３期子どもの権利推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

(1)　子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

子どもの権利条例を施行してから８年が経過し、この間広報・啓発の取り組みを行っており、条例そのものの認知度は前回調査実施時よりも増加しているものの、いまだ高いとは言えない状況です。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもも含めたより多くの市民が子どもの権利条例について理解を深める必要があり、効果的な広報や啓発活動を行うことが課題となります。

(2)　子どもの意見表明、参加の機会の拡大

地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意見を表明することが難し

いのが現状です。
　社会の一員として子どもが様々な場面において自分の意見を表明し、積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやすく、参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていくことが課題となります。

⑶　子どもの居場所の充実
　子どもの健やかな成長のためには、ふだんの生活の中で自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うことが大切です。
　子どもが大人に見守られ安心して遊び、活動し、人間関係をつくることのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

⑷　子どもの権利の侵害への対応
　いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっています。いじめや児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼします。
　子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、ひとりの人間として尊重される権利があることを理解し、行政のみならず、市民が一丸となって子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取組むことが重要です。

⑸　子どもとメディアについて
　インターネットの普及により、ゲーム依存症やスマートフォンの長時間利用が心身に与える影響が大きいことから、メディアの正しい使い方や情報モラルの普及啓発等に取組むことが重要です。

これらの課題を踏まえて、第３期子どもの権利推進計画を策定します。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切です。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利を明らかにすることや、子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

このことから、本計画の基本理念は、引き続き、子どもの権利条例が目指す目標として前文に掲げられている「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」とします。

基本理念

「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」

２　計画の基本目標

基本理念に掲げた「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」を実現するため、取り組みの視点と施策の方向性として、子どもの権利条例に掲げられている以下の４つの柱を基本目標とし、施策を進めていきます。

⑴　安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

⑵　守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

⑶　健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

⑷　参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

３　計画の体系

子どもの権利に関する推進計画では、子どもの権利条例に掲げられている権利の体系を推進計画の体系として各種施策を展開します。

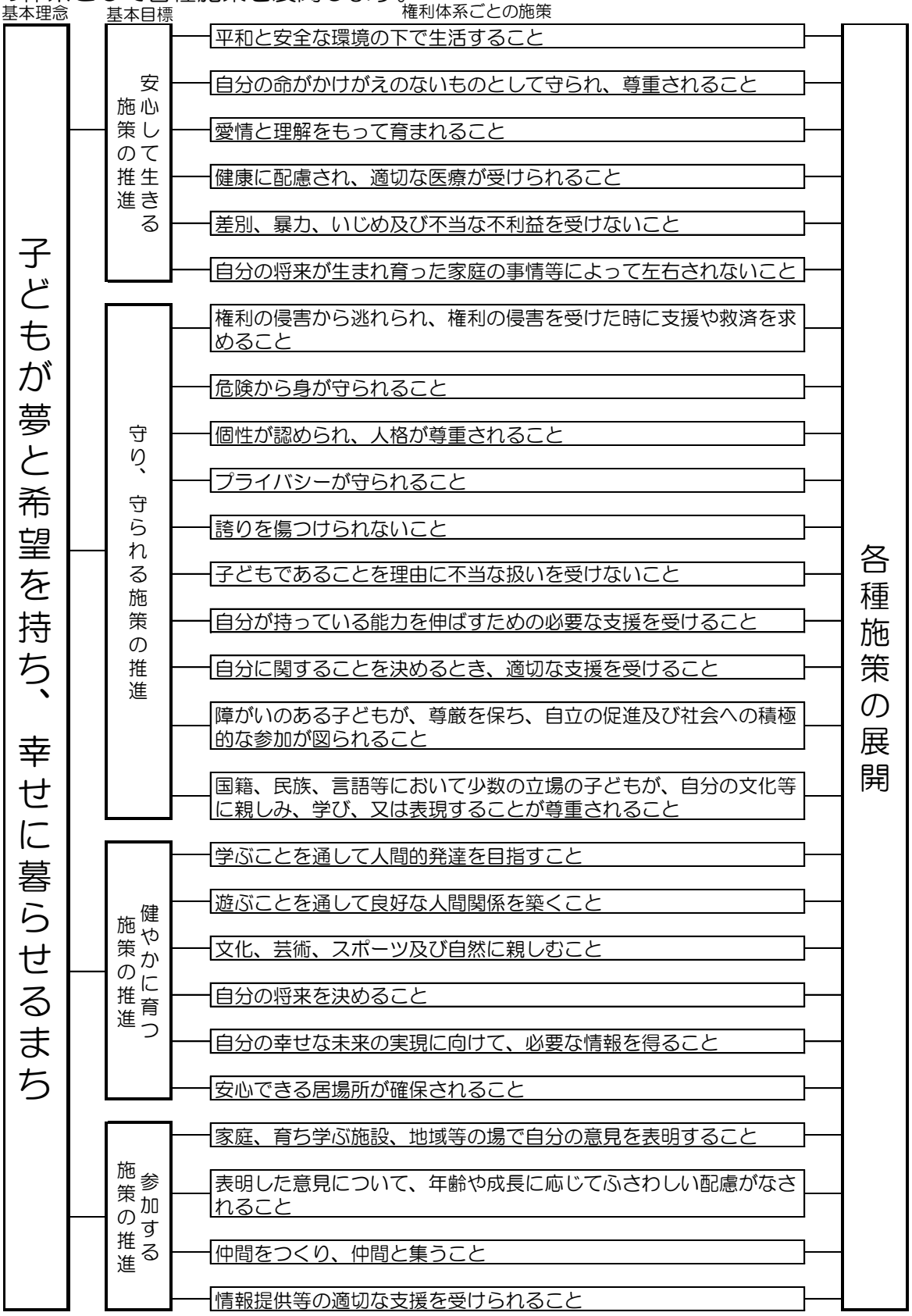

第４章　権利体系ごとの施策

１　安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

（１）平和と安全な環境の下で生活すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの養育支援とＤＶ被害の母及び子の保護	児童福祉施設入所措置事業	支援の必要な母子家庭の母親と子どもを母子生活支援施設への入所により保護するとともに、自立を促進する。	○	○	子ども家庭課
	子育て短期支援事業	保護者の病気等により一時的に家庭での子どもの養育が困難な場合やＤＶにより緊急的保護が必要な場合に、子どもの養育や母親の保護を実施する。	○	○	子ども家庭課
小中学校の環境整備	学校施設空気環境測定事業	学校の良好な衛生環境を確保するため、「学校環境衛生基準」に基づき、シックスクールの原因となる教室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の空気中濃度測定を実施する。	○		教育総務課

（２）自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子育て支援の充実	病児緊急預かり事業	子どもが病気などの場合に、援助を受けたい人と援助を行う人が会員として登録した相互援助組織により子どもの預かりを実施する。 病児・病後児の預かりには利用料の上限を設定し、利用料の一部を支援する。		○	子ども家庭課

（3）愛情と理解をもって育まれること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
良好な保育環境の確保	市立保育園運営	園児を安心・安全に受け入れるため、良好な保育環境を維持する。	○		子ども家庭課
	私立認可保育園運営費支援事業	引き続き良好な保育環境を確保するため、私立認可保育所等に対し必要な助成を行う。	○		子ども家庭課
子育て情報の発信	利用者支援事業	妊娠期から小学生までの期間における各種の子育て情報を掲載したガイドブックを作成し、周知を図る。		○	地域子育て支援センター
子育て支援の充実	子ども・子育て利用者支援事業	子ども及びその保護者が、利用できる子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う。	○	○	地域子育て支援センター
	子育て世代包括支援センター事業	令和元年７月より「子育て世代包括ケアシステム『きたひろすくすくネット』」として事業を開始。子育て支援を担当する地域子育て支援センター『あいあい』と母子保健を担当する健康推進課（保健指導担当）が連携し、妊娠期から就学前幼児までの子育て期間中、子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう切れ目なく支援することをめざします。	○	○	健康推進課・地域子育て支援センター
	ファミリーサポートセンター事業	育児の支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって「ファミリーサポートセンター」を組織し、地域の子育てを支援する。		○	地域子育て支援センター
	地域子育て支援センター運営事業	家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安感や負担の軽減を図るため、子育て中の保護者を支援し、親子の触れ合いの場と親同士の子育て情報交換の場を提供する。		○	地域子育て支援センター

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子育て支援の充実	シルバー子育てサポート事業	子どもの遊び相手や保護者の相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、６０歳以上の市民がボランティアとして子育て支援センターの事業を支援する。		○	地域子育て支援センター
	保育園一時預かり事業	保護者の急病・育児疲れなど、一時的な保育需要に対応するため、すみれ保育園において一時保育（平日・休日）を実施する。		○	子ども家庭課
	実費徴収補足給付事業	幼稚園、保育所等を利用する生活保護世帯に対し、施設が実費徴収する費用の一部を助成する。令和元年度から私学助成幼稚園を利用する年収約360万円未満世帯等の副食費についても拡大。（幼保無償化による。）	○	○	子ども家庭課
ひとり親家庭等の親子に対する支援	母子・父子自立支援相談事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行う。	○	○	子ども家庭課
社会的養護の推進	家庭児童相談室運営事業	社会的養護を必要とする子どもが家庭において健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、家庭を支援する。	○		子ども家庭課

（4）健康に配慮され、適切な医療が受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
疾病等の予防・治療に係る支援	予防接種推進事業	予防接種を実施することにより伝染性の疾病を予防し、健康保持を図る。	○		健康推進課

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
疾病等の予防・治療に係る支援	エキノコックス症予防対策事業	小学３年生以上を対象に、エキノコックスの血液検査を実施することにより、早期発見、早期治療を図る。	○		健康推進課
	救急医療推進事業	毎日２４時間体制で夜間や休日の急病に対応するとともに、休日の歯科医院の受診体制を維持することにより、健康維持に寄与する。	○		健康推進課
	子ども医療費助成事業	中学生までの医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期受診、早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	○		保険年金課
学校での健康保持	学校保健	子どもの定期健康診断や定期歯科検診等の各種検診事業を実施することにより、健康保持、増進を図る。	○		学校教育課
健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援	妊産婦保健推進事業	妊産婦健康診査やマタニティスクールなどの開催、産後ケア事業などを通じて、妊産婦の健康と胎児・子どもの発育を守るとともに、孤立した育児にならないよう支援する。		○	健康推進課
健全な食生活の推進	食育推進事業	食育推進計画に基づき、各種事業を実施して、食に関する知識と選択する力を習得し、子どもの心身の健康保持を図る。		○	健康推進課
	学校給食衛生管理事業	安心で安全な給食を提供するため、設備機器類を整備・更新し、衛生管理対策を実施する。	○		学校給食センター
	小・中学校給食運営	児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、給食を提供するとともに、全児童生徒を対象に食物アレルギー調査を実施し、喫食に注意を必要とする児童生徒の保護者と学校の間で献立の情報交換を行うことにより、児童生徒と教職員が共に注意を払い、安心して給食の喫食をすることができるようにする。	○	○	学校給食センター

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
健全な食生活の推進	市立保育園運営（再掲）	子どもの発達に応じた栄養価の高い、バランスの良い給食を提供するとともに、アレルギー対応について保護者との連携のもと取り組む。	○	○	子ども家庭課
乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見	乳幼児保健推進事業	保健師による乳児全戸訪問や乳幼児健診などの実施により、乳幼児の心身の成長発達を促し、保護者が安心して育児ができるよう支援する。	○	○	健康推進課
ひとり親家庭等の親子に対する支援	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親子の医療費の一部を助成し、保健の向上及び福祉の増進、経済的負担の軽減を図る。	○	○	保険年金課
	ひとり親家庭支援事業	日常生活を営むのに支援が必要なひとり親家庭に対し、家庭生活支援員派遣による生活援助や子育て支援を行う。	○	○	子ども家庭課

（5）差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
デートDV防止の啓発	男女共同参画推進事業	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止を目的としてパネル展、出前講座等で啓発する。	○		市民参加・住宅施策課
いじめ等の未然防止と早期発見	心の教室相談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒等の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、平成29年度改定のいじめ防止対策基本方針にのっとり、いじめや不登校の未然防止と早期発見を図る。	○		学校教育課
適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援	家庭児童相談室運営事業	子どもの虐待、養育など家庭だけでは解決できない問題等に家庭児童相談員が相談支援や指導を行うとともに、民生委員の地域での見守りや教育・保育施設・学校など関係機関と連携して虐待予防に向けた取組みを推進する。	○	○	子ども家庭課

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないための予防に関する啓発を行う。	○	○	市民課

（6）自分の将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの貧困対策の推進	子ども未来応援事業	子どもの貧困対策として、生活困窮世帯を対象に学習塾や習い事の利用に係る費用の一部を助成し、子どもの学習や習い事に係る経済的負担を軽減し、子どもに学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供する。	○		子ども家庭課

２　守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

（１）権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援	子どもの権利擁護事業	子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。 また、より相談しやすくなるよう、巡回子どもの権利相談を行う。	○	○	子ども家庭課

（２）危険から身が守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
青少年健全育成の推進	青少年健全育成事業	地域の子どもは地域で育てる活動を推進するため、学校、ＰＴＡ、自治会・町内会、関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成活動の推進と健全育成の啓発を進める。	○	○	学校教育課
	青少年安全対策事業	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を行い、子どもの安全を確保する。	○		学校教育課
		関係機関や地域と連携を図り、青少年の非行等問題行動に対して、状況に応じた適切な対応と指導を行い、健全育成を図る。	○	○	学校教育課
		警察や学校からの不審者情報を携帯電話・パソコンにメール配信することにより、子どもの危険を防止する。	○	○	学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもに対する防災対策	防災資機材整備事業	紙おむつ、哺乳瓶等生活関連物資の備蓄を行うことにより、災害に対処し、災害時の避難場所等における市民生活の安定を図る。	○		危機管理課
	防災訓練事業	各種災害訓練を実施するなどにより、災害時における応急対策の円滑な実施を図る。	○	○	危機管理課
子どもに対する交通安全対策	交通安全推進事業	交通安全推進委員や交通安全学童指導員等を配置し、登下校時の交通安全を確保するとともに、交通安全教室などの各種啓発により、子どもの交通安全を図る。	○	○	市民課

（3）個性が認められ、人格が尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
豊かな心を育む教育の充実	地域に根差した特色ある学校教育推進事業	市独自の教材を作成し、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるとともに、豊かな心を養う教育の充実に取り組む。	○		学校教育課

（4）プライバシーが守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業（再掲）	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、プライバシー保護に関する啓発を行う。	○	○	市民課

（5）誇りを傷つけられないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業（再掲）	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、子どもの誇りが傷つけられないよう啓発を行う。	○	○	市民課

（6）子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業（再掲）	人権擁護委員との連携のもと、人権相談・学校での人権教室などを通じて、子どもが不当な扱いを受けないよう啓発を行う。	○	○	市民課

（7）自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもたちの力を育てる活動の推進	青少年健全育成事業（再掲）	生きる力を育て健やかでたくましい子どもを育成するための活動を保護者とともに推進する。	○	○	学校教育課
青少年の育成環境の整備	青少年健全育成事業（再掲）	地域で子どもを守り、育み、安全安心な地域環境づくりを目指すため、健全育成連絡協議会の活動を通じて地域住民の意識啓発を推進する。		○	学校教育課

（8）自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
青少年の育成環境の整備	青少年健全育成事業（再掲）	地域で子どもを守り、育み、安全安心な地域環境づくりを目指すため、健全育成連絡協議会の活動を通じて地域住民の意識啓発を推進する。		○	学校教育課

（9）障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
障がいのある子どもに対する社会参加の促進	障がい者相談支援事業	障がいのある子どもが差別や不当な扱いを受けることのないよう、障がいを理由とする差別の解消を推進し、社会への積極的な参加を図る。	○		福祉課
障がいのある子どもの支援	小・中学校教育振興	子どもの障がいなどの状況によって、意見の表明や参加について支障のないよう、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課
障がいのある子どもとその親の支援	子ども発達支援事業	発達が気になる段階、及び発達に遅れや偏り、障がいのある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス（小学６年までの肢体不自由児）、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を実施する	○	○	子ども発達支援センター
		発達が気になる段階、及び発達に遅れや障がいをもつ小学６年までの子どもとその保護者に対して、子どもの発達や育ちに関する発達相談や障がい児相談支援、家族や地域を含めた専門的な支援を実施する。	○	○	子ども発達支援センター

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
障がいのある子どもとその親の支援	特別支援教育就学奨励費援助事業	特別支援学級の児童・生徒に学用品費等を支援し、通級指導教室児童を対象に通学費の支援を行うことにより、特別支援学級への就学を奨励するとともに、保護者の負担を軽減する。	○	○	学校教育課
	特別支援教育推進事業	学校内の体制を整備し、学校・保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて特別支援教育支援員・特別支援学級介助員を配置することで、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに対応していき、また教員の理解と資質の向上、保護者の理解を進める。	○	○	学校教育課
	障がい者施設開放等支援事業	長期休暇時に障がい児者の活動の場を確保することにより、ひきこもりの予防と家族の負担軽減を図る。	○	○	福祉課
	障がい者団体活動支援事業	障がい者団体の活動を支援することにより、障がい児者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図る。	○	○	福祉課
	障がい福祉サービス等事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担を無料にすることにより、早期療育の促進と保護者負担の軽減を図る。	○	○	福祉課
	重度心身障がい者医療費助成事業	心身に重度の障がいがある児者に対して、医療費の一部を助成することで、保健の向上及び福祉の増進、経済的負担の軽減を図る。	○	○	保険年金課

（１０）国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業（再掲）	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、多様な国籍等があることを啓発していく。	○	○	市民課

３　健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

（１）学ぶことを通して人間的発達を目指すこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの学びの支援	学校図書館活用事業	学校図書センターを拠点として、学校図書の充実、資料の更新を図るとともに、小・中学校図書館、保育所等を司書が巡回し、幼児期から中学生期までの連続的かつ横断的な地域を包括した読書活動の充実を図る。	○		学校教育課
	学力向上推進事業	学習意欲を高める指導内容や個々に応じた指導方法の工夫・改善を行い、学力の向上を図る。	○		学校教育課
	外国語指導助手活用事業	児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力の育成向上を目的に各学校の外国語授業等に英語指導助手を派遣し、外国語授業等の充実を図る。	○		学校教育課
	学校支援地域本部事業	地域の人材を学校へ紹介派遣し、教育活動を支援することにより、学校での教育環境の向上を図る。	○		社会教育課
	地域に根差した特色ある学校教育推進事業	北広島を故郷として、郷土に対する関心を深めるため、社会科副読本を作成するとともに、各教科に活用できる教育資源をデジタル化した郷土資料教材を作成して教育委員会のホームページに登載することで、地域に根ざした授業の充実を図る。	○		学校教育課
	学童クラブ運営	子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行えるよう必要な援助を行う。	○		参事（子育て・学童担当）

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
教員に対する支援	学校教育相談員活用事業	小中学校における教育課程や各学校における課題に対する指導・助言、その他専門的な指導をする経験豊富な学校教育相談員を配置し、教員を支援することにより適切かつ円滑な学校運営を図る。		○	小中一貫教育推進課
教育環境の充実	幼稚園振興事業	幼児教育の質の向上と振興を図るため、教職員研修、教材教具の整備、障がい児教育に係る経費を助成する。	○		子ども家庭課
	理科教材等整備事業	理科教育等の充実を図るため、国の補助を活用し、小中学校に必要な教材教具を整備する。（各校隔年で実施）	○		教育総務課
	学校ＩＣＴ環境整備事業	子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成するための教育ＩＣＴ環境を整備する。	○		教育総務課
	私立学校教育振興事業	私学の教育環境の充実、保護者の負担軽減のため、市内に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援する。	○	○	教育総務課
学習の経済的支援	要保護・準要保護児童生徒援助事業	生活保護世帯や経済的困窮世帯の児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経済的援助を行うことで、平等に義務教育を受ける権利を保障する。	○	○	学校教育課
	生活困窮者自立支援事業	生活保護世帯や経済的困窮世帯の中学生に対し、学習習慣の定着化や習熟状況に合わせた学習支援、進学や居場所づくりに関する支援を行う。	○	○	福祉課
読書活動の推進	図書館サービス提供事業	児童書の充実による読書環境の整備と、ボランティアを活用した読み聞かせ等の実施により、子どもが読書に親しむ機会を提供する。	○	○	図書館

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
アウトメディアの推進	青少年安全対策事業（再掲）	ネットトラブルから子どもたちの心と身体を守るために定めた「きたひろしまアンビシャス４ルール」を活用し、情報モラルやルールマナーの普及啓発の実施を通じて、インターネットの正しい活用方法を学ぶ機会を提供し、必要に応じて利用実態を把握する。	○	○	学校教育課

（２）遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの遊び場所としての公園の整備	都市公園整備事業	子どもをはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園を整備する。	○	○	都市整備課
遊ぶ場の提供	児童センター運営	児童センターでの遊びの援助などを通じて、子どもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助するとともに、子どもとその保護者が遊ぶことができるようにする。 また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。	○	○	参事（子育て・学童担当）
	学童クラブ運営（再掲）	学童クラブでの遊びを通じて、子どもが自主性、社会性、創造性を育むことを支援する。	○		参事（子育て・学童担当）
	出張型ひろば事業	地域子育て支援センターや児童センターがない地域等において、会館等を利用して、親子が集い交流し遊べる場所を提供します。	○	○	子ども家庭課

（3）文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
スポーツに親しむ事業の展開	中学校体育連盟支援事業	中学生のスポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図るため、中体連市内大会・管内大会等を実施する北広島市中学校体育連盟に対し交付金を交付する。	○		教育総務課
	スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団に対し、スポーツ少年団本部を通じて補助金を交付することにより、青少年の健全育成を図るとともに、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動の推進を図る。	○		社会教育課
	スポーツアカデミー事業	ジュニアスポーツ選手強化事業、底辺拡大事業、指導者養成事業を実施することにより、全国、国際レベルの選手育成及び青少年の健全育成を図る。	○	○	社会教育課
	障がい児者の学び・体験推進事業	スポーツ事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
文化・芸術・自然に親しむ事業の展開	中央公民館活動推進事業	公民館子どもまつりを開催することにより、自然や文化に親しむ機会を提供する。	○		社会教育課
	芸術文化ホール運営委員会連携事業	施設を活用した舞台芸術鑑賞会や、ワークショップ等の実施により、芸術文化に親しむ機会を提供する。	○		文化課
	障がい児者の学び・体験推進事業	文化事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
	小・中学校教育振興	学習の中で、武道や和楽器など日本の文化や伝統に親しみ、理解と愛着を持てるようにする。	○		学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
外国の文化などに親しむ事業の展開	国際交流事業	海外との交流事業により、外国の文化、風俗、社会事情を体得し、異文化への理解を深め、国際的視野と国際感覚をもった人材を育てる。	○		社会教育課

（4）自分の将来を決めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
将来を決めるために必要な能力の促進	学校教育振興事業	「生きる力」を育み、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取組む資質を養う総合学習や学校の創意工夫を活かした特色ある学校づくり、北広島市や北海道の地域学習や郷土学習を推進する。	○		学校教育課
	子ども夢チャレンジ応援事業	子どもたちが将来の夢を叶えるために、今チャレンジしたいことをまち全体(市民・企業・団体・行政等)で支援する。	○	○	企画課

（5）自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
次代が求めるスキルの基本的事項習得機会の確保	学校ＩＣＴ環境整備事業（再掲）	子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成するための教育ＩＣＴ環境を整備する。	○		教育総務課
子どもの権利に関する広報啓発活動の推進	子どもの権利擁護事業（再掲）	子どもが自分の健やかな成長と幸せな未来の実現のために、自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	子ども家庭課

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
アウトメディアの推進	青少年安全対策事業（再掲）	ネットトラブルから子どもたちの心と身体を守るために定めた「きたひろしまアンビシャス４ルール」を活用し、情報モラルやルールマナーの普及啓発の実施を通じて、インターネットから必要な情報を得ることを学ぶ機会を提供する。	○	○	学校教育課

（６）安心できる居場所が確保されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの居場所の提供	学童クラブ運営（再掲）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。	○	○	参事（子育て・学童担当）
	児童センター運営（再掲）	子どもの居場所となり、必要に応じて子育て家庭に対する相談・援助を行い、子どもの安定した日常の生活を支援する。 また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。	○	○	参事（子育て・学童担当）
	出張型ひろば事業（再掲）	地域子育て支援センターや児童センターがない地域等において、会館等を利用して、親子が集い交流し安心できる居場所を提供します。	○	○	子ども家庭課
不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援	不登校いじめ対策・教育相談事業	平成 29 年度改定のいじめ防止対策基本方針にのっとり、不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者や学校、関係機関と連携して、ひきこもりや不登校児童生徒の解消と未然防止を図る。また、学校や家庭の問題で悩んでいる子ども及びその保護者を対象に、面談や家庭訪問による相談支援を行い、問題の早期解決を図る。	○	○	学校教育課

４　参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

（１）家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
子どもの参加の促進	市民参加推進事業	市民参加手続き（ワークショップ、パブリックコメント、審議会等、市民説明会、市民政策提案、市民の声）の実施を推進することにより、子どもを含めた市民の参加を促進する。	○	○	市民参加・住宅施策課
子どもの参加の促進	図書館サービス提供事業（再掲）	「読書まつり」、「古本ばくりっこ」などの図書館事業に子どもスタッフとして参加し、自主的、積極的に企画運営に携わる。	○		図書館
	児童センター運営（再掲）	児童センターまつり等で子どもが自ら実行委員となり、自主的、積極的に発案・企画し運営する場を提供する。	○		参事（子育て・学童担当）
	中央公民館活動推進事業（再掲）	公民館まつりの開催の際、事前の準備から運営まで参画する場を提供する。	○		社会教育課
	都市公園整備事業	公園遊具の整備・改修の際に、地域との意見交換会の開催を子どもに周知することにより、子どもの参加を促す。	○		都市整備課
	子どもの権利擁護事業（再掲）	市で行う各種事業や一般向けに子どもの参加についてのガイドを配布することなどにより、子どもの参加を促進する。	○	○	子ども家庭課

（2）参加した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
参加した結果の公表	市民参加推進事業（再掲）	市政に関する意見、提案等を市民参加手続きの結果として公表し、市民が分かりやすい表現となるよう配慮する。	○	○	市民参加・住宅施策課
意見反映の機会の提供と支援	図書館サービス提供事業（再掲）	予約・リクエストを通して子どもが読みたい本、関心のある本等を把握し、子どもの要望を反映させていく。	○		図書館
	児童センター運営（再掲）	児童センターまつり等で子ども実行委員が、自発的によりよいものとなるよう考えていくために必要な支援を行う。	○		参事（子育て・学童担当）
	中央公民館活動推進事業（再掲）	公民館まつりの開催の際、異世代との交流のほか、より多くの参加者を募るよう工夫した運営を行う機会を提供する。	○	○	社会教育課
	子ども会議の開催	子どもがさまざまな体験、社会活動のなかで、自分の意見を言えるよう、子ども会議を開催し地域での活動への参加を促す。	○	○	子ども家庭課

（3）仲間をつくり、仲間と集うこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
仲間づくりの支援	児童センター運営（再掲）	児童センターの事業の内容を、より多くの仲間と親しみ、一緒に活動できるようなものとしていく。	○		参事（子育て・学童担当）

（4）情報提供等の適切な支援を受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	事業対象		所管課
			子ども	保護者 地域	
主体的な情報取得の支援	図書館サービス提供事業（再掲）	子どもの主体的な学びを支援するため、図書や新聞などの資料を用いた「調べる学習」を支援していく。	○		図書館
子どもの権利に関する広報啓発活動の推進	子どもの権利擁護事業（再掲）	子どもが自ら社会に参加するために自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	子ども家庭課

第５章　計画の推進と評価

１　計画の推進体制

本計画は、本市の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理していきます。

また、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。このことから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進していきます。

２　計画の評価・検証

子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行います。あわせて、子どもの権利に関する意識を確認していきます。

計画期間は３年ですが、社会情勢に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

資料編

１　北広島市子どもの権利条例（平成 24 年北広島市条例第 23 号）

目次

前文
第１章　総則(第１条―第５条)
第２章　子どもの権利(第６条―第 10 条)
第３章　子どもの生活の場における権利の保障(第 11 条―第 15 条)
第４章　子どもの参加の促進(第 16 条・第 17 条)
第５章　相談及び救済(第 18 条―第 22 条)
第６章　施策の推進(第 23 条―第 25 条)
第７章　子どもの権利の保障の推進(第 26 条)
第８章　雑則(第 27 条)
附則

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしてつくられたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な

事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1)　子ども　市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

(2)　保護者　親、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(3)　育ち学ぶ施設　児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。

(4)　施設関係者　育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。

(5)　市民　市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

(責務)

第 3 条　市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

2　保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3　施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

4　事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。

5　市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

6　市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

(権利の普及等)

第 4 条　市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとします。

2　市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

3　市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとします。

(子どもの権利月間)

第 5 条　市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間(以下「子どもの権利月間」といいます。)を設けます。

2　子どもの権利月間は、11 月とします。

3　市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。

第 2 章　子どもの権利

（子どもにとって大切な権利）

第６条　この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

２　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第７条　子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

⑴　平和と安全な環境の下で生活すること。

⑵　自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。

⑶　愛情と理解をもって育まれること。

⑷　健康に配慮され、適切な医療が受けられること。

⑸　差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

（守り、守られる権利）

第８条　子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

⑴　権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。

⑵　危険から身が守られること。

⑶　個性が認められ、人格が尊重されること。

⑷　プライバシーが守られること。

⑸　誇りを傷つけられないこと。

⑹　子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

⑺　自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。

⑻　自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。

⑼　障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

⑽　国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること。

（健やかに育つ権利）

第９条　子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

⑴　学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。

⑵　遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。

⑶　文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。

⑷　自分の将来を決めること。

⑸　自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。

⑹　安心できる居場所が確保されること。

（参加する権利）

第10条　子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりま

せん。

⑴　家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。

⑵　表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

⑶　仲間をつくり、仲間と集うこと。

⑷　情報提供等の適切な支援を受けられること。

第３章　子どもの生活の場における権利の保障

（家庭における権利の保障）

第 11 条　保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

２　保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第 12 条　施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

２　施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

（地域における権利の保障）

第 13 条　市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

２　市民は、地域において、子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

（地域における子どもの居場所）

第 14 条　市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとします。

（虐待等の禁止）

第 15 条　何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

２　何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

第４章　子どもの参加の促進

（子どもの参加の促進）

第 16 条　市は、まちづくり及び施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

２　施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

３　市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

（分かりやすい情報発信）

第 17 条　市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第５章　相談及び救済

(救済委員会)

第 18 条　市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。

２　救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。

⑴　子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

⑵　第21 条第１項の規定に基づく子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。

⑶　子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。

３　救済委員会は、委員３人で組織します。

４　救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

５　救済委員の任期は、３年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

６　救済委員は、再任されることができます。

７　市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第４項の規定による委嘱を解くことができます。

８　救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

９　前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

(市長が行う措置)

第 19 条　市長は、救済委員会から前条第２項第３号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し勧告、指示又は命令(以下「勧告等」といいます。)を、市の機関以外のものに対し是正要請を行うことができます。

２　市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、その勧告等に基づき講じた措置について、報告を求めることができます。

３　市長は、必要に応じ、第１項の規定による勧告等及び前項の規定による市の機関からの措置の報告について、その内容を公表することができます。

(救済委員会への協力)

第 20 条　市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。

２　市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。

(相談及び救済の申立て)

第 21 条　何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

２　救済の申立ては、文書又は口頭で行います。

(相談員の設置)

第 22 条　救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2　相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。

第６章　施策の推進

(関係機関等との連携)

第 23 条　市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(施策の推進)

第 24 条　市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとします。

2　市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。

(推進計画の策定)

第 25 条　市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

第７章　子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利推進委員会の設置)

第 26 条　市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2　推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。

(1)　推進計画の策定又は変更に関すること。

(2)　子どもの権利に関する施策の実施に関すること。

3　推進委員会は、委員 10 人以内で組織します。

4　推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

5　推進委員の任期は、３年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6　推進委員は、再任されることができます。

7　前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

第８章　雑則

(委任)

第 27 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附　則

この条例は、平成 24 年 12 月１日から施行します。ただし、第５章、第 25 条及び第７章の規定は、平成 25 年４月１日から施行します。

２　北広島市子どもの権利条例施行規則（平成 24 年北広島市規則第 31 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、北広島市子どもの権利条例（平成 24 年北広島市条例第 23 号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

（18 歳未満の者と等しく権利を認めることが適当である者）

第３条　条例第２条第１号のその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が 18 歳又は 19 歳の者であって、18 歳未満の者が通学し、通所し、又は入所する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所するものとします。

（救済委員会の会長）

第４条　救済委員会に会長を置き、救済委員の互選によってこれを定めます。

２　救済委員会の会長（次項、次条及び第５条の２第１項において「会長」といいます。）は、救済委員会の会務を総理し、救済委員会を代表します。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する救済委員がその職務を代理します。

（救済委員会の会議）

第５条　救済委員会の会議は、会長が招集します。

２　会長は、救済委員会の会議の議長となります。

３　救済委員会の会議の議事は、救済委員２人以上の賛成をもって決します。

（救済委員会の会議の特例）

第５条の２　会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して救済委員の賛否を問い、救済委員会の会議に代えることができます。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用します。

（要保護児童対策調整機関に対する通知）

第６条　救済委員会は、条例第 21 条第１項の規定に基づく相談及び救済の申立てが要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会をいいます。）の所掌事項に関するものであるときは、要保護児童対策調整機関（同法第 25 条の２第４項の規定に基づき市長が指定した要保護児童対策調整機関をいいます。）に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

（いじめ防止対策推進法に基づく通報等）

第７条　救済委員会は、条例第 21 条第１項の規定に基づく相談及び救済の申立てがいじめ（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第２条第１項に規定するいじめをいいます。以下この項において同じです。）の事実があると思われるいじめに係る相談であるときは、同法第 23 条第１項の規定により、同項に規定するいじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校に対し、速やかにその旨を通報するものとします。

2　救済委員会は、条例第 21 条第 1 項の規定に基づく相談及び救済の申立てがいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関するものであるときは、同項に規定する学校の設置者又はその設置する学校に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

(調査)

第８条　救済委員会は、条例第 21 条第 1 項の規定に基づく救済の申立て(以下「救済の申立て」といいます。)があったときは、その救済の申立てについて調査を行うものとします。

2　救済委員会は、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた救済の申立てについて調査を行うときは、その子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでありません。

3　救済委員会は、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わないものとします。

⑴　判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に係争中の事案に関するものであるとき。

⑵　議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

⑶　救済の申立ての原因となった事実のあった日から３年を経過しているとき。

⑷　前項の同意が得られないとき(同項ただし書の規定に該当するときを除きます。)。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、調査を行うことが適当でないとき。

4　救済委員会は、前項の規定により救済の申立てについて調査を行わないときは、その救済の申立てを行った者(以下「申立人」といいます。)に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止等)

第９条　救済委員会は、調査を開始した後において、前条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は調査の必要がないと認めるときは、その調査を中止し、又は打ち切ることができます。

2　救済委員会は、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その調査に係る申立人及び前条第 2 項に規定する同意を得た者(以下「申立人等」といいます。)に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査等)

第 10 条　救済委員会は、市の機関に対し調査を行うときは、あらかじめその機関に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、市の機関に対し、資料の提出、説明等を求めることができます。

3　救済委員会は、市の機関に対する調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るための調整(以下「調整」といいます。)を行うことができます。

4　救済委員会は、市の機関に対する調査及び調整の結果について、申立人等に対し、速や

かに通知するものとします。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第 11 条　救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明等について協力を求めることができます。

2　救済委員会は、市の機関以外のものに対する調査の結果必要があると認めるときは、調整を行うことについて協力を求めることができます。

3　救済委員会は、市の機関以外のものに対する調査及び調整の結果について、申立人等に対し、速やかに通知するものとします。

(救済申立書)

第 12 条　条例第 21 条第 2 項に規定する文書による救済の申立ては、救済申立書(別記第 1 号様式)により行うものとします。

2　救済委員は、条例第 21 条第 2 項に規定する口頭による救済の申立てがあったときは、救済申立書の記載事項を聴き取りし、救済申立書に記録するものとします。

(身分証明書の携帯等)

第 13 条　救済委員及び相談員は、救済の申立てについて調査又は調整を行うときは、その身分を示す証明書(別記第 2 号様式)を携帯し、その調査又は調整に係る関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

(活動状況の報告)

第 14 条　救済委員会は、毎年度、その活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員会の運営に係る事項の委任)

第 15 条　第 4 条から前条までに定めるもののほか、救済委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(推進委員会の会長及び副会長)

第 16 条　推進委員会に会長及び副会長 1 人を置き、推進委員の互選によってこれを定めます。

2　推進委員会の会長(次項及び次条から第 20 条までにおいて「会長」といいます。)は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理します。

3　推進委員会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進委員会の会議)

第 17 条　推進委員会の会議は、会長が招集します。

2　会長は、推進委員会の会議の議長となります。

3　推進委員会は、推進委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

4　推進委員会の会議の議事は、出席した推進委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

5　会長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に推進委員以外の者の出席を求

め、その意見又は説明を聴くことができます。

(推進委員会の会議の特例)

第 18 条　会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して推進委員の賛否を問い、推進委員会の会議に代えることができます。

2　前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとします。

(部会)

第 19 条　推進委員会は、必要に応じて、部会を置くことができます。

2　部会に属すべき推進委員は、会長が指名します。

3　部会に部会長を置き、その部会に属する推進委員の互選によってこれを定めます。

4　部会長は、その部会の事務を掌理します。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する推進委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

6　前 2 条の規定は、部会について準用します。

7　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定めます。

(推進委員会の運営に係る事項の委任)

第 20 条　第 16 条から前条までに定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定めます。

(委任)

第 21 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附　則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。ただし、第 4 条から第 17 条までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附　則(平成 24 年規則第 40 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年規則第 10 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

附　則(令和 2 年規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 12 条関係)　略

別記第 2 号様式(第 13 条関係)　略

３　北広島市子どもの権利推進委員会委員名簿

区分	氏　名	所　属
人権	福与　春美	人権擁護委員
福祉	西澤　美香	主任児童委員
	堀　允千	児童養護施設　天使の園（児童指導員）
	斉藤　圭美	北広島市しょうがい児者を持つ親の会
教育	小森　亨	北広島市小中学校校長会（西部中学校校長）
	玉田　充幸	北広島市小中学校教頭会（北の台小学校教頭）
	福島　宏幸	北広島市ＰＴＡ連合会
	渡邊　憲介	学識経験者（札幌学院大学教授）
公募	伊藤　幸恵	
	野浪　昌恵	

子どもの権利に関する実態・意識調査
（小学4年～6年生用）

北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

令和２年８月

北広島市

郵送のほかオンライン回答もできます。オンライン回答の場合は、以下のURLか2次元バーコードを読み込んでください。なお、オンライン回答した場合は、郵送しないでください。

URL

https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zNcYLmBx

2次元バーコード

オンライン回答用識別番号　●●●●

子どもの権利に関する実態・意識調査（小学4年～6年生用）へのご協力のお願い

北広島市には、子どもが夢と希望をもち、幸せに暮らせるまちを目指すためのきまりとして「子どもの権利条例」があります。

この調査（アンケート）は、みなさんが日々どんな思いをもって過ごしているのかをお聞きするもので、子どもの権利に関する北広島市のまちづくりを考えるための参考にしたいと考えています。今回、お送りしたのは、その調査票（この用紙）と送付用の封筒です。

～この調査票をご覧になった保護者の方へ～

●アンケート用紙をお送りする方の選び方

・調査の対象者は、4月1日現在で9歳から17歳までの方の中から、1,000人を、偏りがないように、くじ引きのような方法（無作為抽出）で選びました。

●プライバシーには十分注意します

・この用紙や送付用の封筒にお子様の名前や住所を書く必要はありません。

・回答の結果は、数字でまとめますので、お子様が答えた内容を、他の人に知られることはありません。

・このアンケートを目的以外に使うことはありません。

●お子様本人がお答えください

・この用紙が入っていた封筒のあて先に書かれている名前のお子様が、思っていることや考えていることを自由に書くようにお伝えください。

突然のお願いではありますが、ご協力をよろしくお願いします。

回答のしかた（郵送またはオンラインでご回答いただけます）

1　全部答えられなくてもかまいませんので、答えられるところだけ書いてください。
2　自分の答えを自分で書いてください。
3　答えを書くときは、えんぴつか黒または青のボールペンなどを使用してください。
4　答えは、あてはまる番号を○でかこんでください。
5　答えの○の数は、問いごとにちがいます。（例：「1つだけ」「あてはまるものにいくつでも」）
6　「その他（　　）」をえらんだら、かっこの中にできるだけ内容を書いてください。
7　この用紙や送付用の封筒にあなたの名前や住所を書かないでください。
8　書き終わったら、この調査票を、いっしょに入っている封筒に入れ、8月28日（金）までに、郵便ポストに入れてください（切手は必要ありません）。
9　オンラインによる回答も可能です。回答はこちらのURLか2次元ﾊﾞｰｺｰﾄﾞからお願いします。

URL https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zNcYLmBx　　2次元ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ

※オンラインによる回答の場合は調査票表紙右下にある識別番号を入力してください。また、オンラインによる回答をした場合は、郵送による回答をしないでください。

問い合わせ：北広島市子育て支援部子ども家庭課（☎372-3311内線2218、2213）

あなたのことについてお聞きします

問１　あなたの性別に○をつけてください。

１　男	２　女	

問２　あなたの学年に○をつけてください。

１　小学４年生	２　小学５年生	３　小学６年生

問３　あなたはどこの小学校の区域にお住まいですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

１　東部小学校	２　西部小学校	３　西の里小学校（分校含む）
４　大曲小学校	５　双葉小学校	
６　北の台小学校	７　大曲東小学校	８　緑ヶ丘小学校

問４　あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
１　自分のことが好きだ	1	2	3	4
２　自分を大切に思ってくれる人がいる	1	2	3	4
３　自分は他人から必要とされている	1	2	3	4
４　ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	1	2	3	4

問５　あなたは今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１スポーツ・運動	２　勉強	３　読書	４ 塾や習い事
５ マンガ	６　ＴＶゲーム・オンラインゲームなど	７ インターネット	
８ テレビ	９　音楽	１０　家族と過ごす時間	１１　友達との遊び
１２　特にない	１３　その他（　　）		

あなたとくらしているお父さんやお母さんなど保護者についてお聞きします

問６　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　お父さん	２　お母さん	３　おじいさん・おばあさん
４　いっしょにくらす施設の職員	５　ほとんど話をしない	
６　その他（　　）		

問７　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってくれていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　お父さん	２　お母さん	３　おじいさん・おばあさん
４　いっしょにくらす施設の職員	５分かってくれていると思う人はいない	
６　その他（　　）		

＜問７－１　問７でよく分かってくれる人は、どのようなことを分かってくれていますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　性格や好きな食べ物	２　友達関係	３　学校の先生
４　外出先や帰宅時間	５　勉強のことや得意なこと	
６　将来の夢や希望	７　習い事のこと	
８　その他（　　）		

問８　あなたと話をするときの保護者のことで、次のようなことを感じたことがありますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

	よくある	ときどきある	あまりない	ない	分からない
1　話をまじめに聞いてくれない	1	2	3	4	5
2　けなしたり、ばかにしたりする	1	2	3	4	5
3　あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	1	2	3	4	5
4　態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	1	2	3	4	5
5　その時の気分で態度がかわる	1	2	3	4	5

あなたのふだんの生活についてお聞きします

問９　あなたがふだんの生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　家で家族と過ごす部屋
2　自分の部屋
3　学校の教室
4　学校の保健室
5　学校の図書室など
6　図書館（学校以外）
7　友だちの家
8　公園など、外で友だちと過ごす場所
9　児童センターなど、建物の中で友だちと過ごす場所
10　塾、習い事やスポーツクラブ
11　特にない
12　その他（　　）

問 10　あなたは、日ごろの生活の中で、何か困っていることや、いやなこと、なやみごとがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　親との関係	2　兄弟との関係
3　友だちとの関係（いじめ以外）	4　いじめのこと
5　勉強のこと	6　先生との関係
7　習い事・サークルなどのこと	8　自分の身体や性格のこと
9　異性とのこと	10　特になやみや心配はない
11　その他（　　）	

問 11　あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　お父さん	2　お母さん	3　おじいさん・おばあさん
4　兄弟姉妹	5　友だち	6　学校の先生
7　先生以外の学校にいる人	8　塾、習い事やサークルの先生	
9　児童センターの職員	10　電話相談などの相談員	
11　メールやインターネットでの友だち	12　SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	
13　インターネットの掲示板サイト	14　分からない	
15　誰にも相談しない	16　その他（　　）	

困ったときに相談などができるところについてお聞きします

問 12　北広島市内にある、子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　子どもの権利相談	2　家庭児童相談室
3　子ども相談電話	4　エンゼルキッズこども家庭支援センター
5　子どもサポートセンター	6　教育相談電話
7　子どもの人権110番	8　心の教室
9　知っているところ、利用したことのあるところはない	

問 13　あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ
2　放課後、土日に電話などで相談できるところ
3　メールやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で相談できるところ
4　ひみつが守られるところ
5　自分と年齢の近い話し相手がいるところ
6　困ったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ
7　自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ
8　問題の解決方法を教えてくれるところ
9　学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ
10　特に相談してみようとは思わない
11　その他（　　）

子どもの権利についてお聞きします

問 14　子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。北広島市には、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」があります。

あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものどちらかに１つだけ○をつけてください。

1　見たり聞いたりしたことがある　→問 14-1、問 14-2 へ
2　見たり聞いたりしたことはない　→問 15 へ

＜問 14 で「1　見たり聞いたりしたことがある」に○をつけた方にお聞きします＞

問 14-1　何で見たり聞いたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　パンフレット・チラシなど
2　学校の授業
3　新聞、テレビ、ラジオなど
4　広報紙
5　ホームページ
6　家族や友だちから
7　子どもの権利相談カード
8　クリアファイル・テッシュなどのグッズ
9　子どもの権利ニュース
10　その他（　　）

＜問 14-2　子どもの権利について、知っていることはありますか。次の項目の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　4 つの権利	2　子どもの権利相談窓口
3　巡回子どもの権利相談	4　子ども会議
5　子どもの権利ニュース	6　子どもの権利キャラクター「けんリーナ」
7　その他（　　）	

あなたが体験したことなどについてお聞きします

問 15　あなたは、この１年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したことや、行動をしたことがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　お祭り	2　スポーツなどのイベント
3　昔遊びを教えてもらうイベント	4　清掃や防災などの活動
5　外国の人とふれあう活動	6　お年寄りとふれあう活動
7　障がいのある人とふれあう活動	8　その他（　　）
9　まったくしたことがない	

問 16　あなたは、北広島市内にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　児童センター	2　芸術文化ホール（花ホール）
3　公園	4　図書館・図書室（学校の外にあるもの）
5　キャンプ場	6　地区センターなどの会館
7　体育館、プール、球場	8　利用したことがない
9　その他（　　）	

問 17　あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

	言うことができる	だいたい言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない
1　家族の中の大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
2　学校行事の内容や進め方について	1	2	3	4	5
3　学校でのきまりごとについて	1	2	3	4	5
4　地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	1	2	3	4	5

インターネットについてお聞きします

問 18　あなたは、授業以外でスマートフォン（携帯電話を含む）やパソコンでインターネットを利用していますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　スマートフォン（携帯電話を含む）でもパソコンでも利用している
2　主にスマートフォン（携帯電話を含む）で利用している
3　主にパソコンで利用している
　　} 問 18-1～問 18-5 へ
4　利用していない　→　質問は終わりです。ありがとうございました。

＜問 18 で「１～２」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-1　スマートフォン（携帯電話を含む）は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　親と共有　　2　自分専用　　3　その他（　　）

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-2　一日の中で、インターネットを利用する時間はどのくらいですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

１　30 分以内	２　1時間以内	３　２時間以内	４　３時間以内
５　４時間以内	６　５時間以内	７　５時間より多い	

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-3　インターネットの利用目的について、あてはまるものは何ですか。
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　コミュニケーション	２　ニュース	３　情報を調べる	４　地図・ナビ	
５　音楽を聴く	６　動画を視る	７　電子書籍	８　ゲーム	９　ショッピング・オークション
１０　勉強・学習アプリやサービス	１１　その他（　　）			

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-4　インターネットを利用する中で、これまでにネット上のいじめ、個人情報や画像の流出等の被害にあったことがありますか。あてはまるものどちらかに１つだけ○をつけてください。

１　ある	２　ない

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-5　北広島市のホームページ又は北広島市子育てサイトを利用したことがありますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

１　利用したことがある	２　利用したことはない
３　北広島市のホームページ又は北広島市子育てサイトかどうか分からない	

ありがとうございました。このアンケートの集計結果は、これから、北広島市が子どもの権利に関するまちづくりを考えるための資料とします。

※オンラインにより回答する場合は、表紙の右下にある識別番号を最後に入力してください。

集計結果（端末処理の都合及び無回答などにより、合計が一致しない場合があります）

小学生（H29 回答数 130、R2 回答数 125）

問１　性別

H29		R2	
男	女	男	女
57（43.8%）	67（51.5%）	59（47.2%）	66（52.8%）

問２　学年

H26			R2		
小学４年生	小学５年生	小学６年生	小学４年生	小学５年生	小学６年生
41（31.5%）	45（34.6%）	38（29.2%）	42（33.6%）	44（35.2%）	38（30.4%）

問３　小学校の区域

	H29	R2
１　東部小学校	13　（10.0%）	16　（12.8%）
２　西部小学校	8　（6.2%）	16　（12.8%）
３　西の里小学校（分校含む）	18　（13.8%）	13　（10.4%）
４　大曲小学校	22　（16.9%）	17　（13.6%）
５　双葉小学校	15　（11.5%）	15　（12.0%）
６　緑ヶ丘小学校	11　（8.5%）	13　（10.4%）
７　北の台小学校	19　（14.6%）	12　（9.6%）
８　大曲東小学校	18　（13.8%）	20　（16.0%）

問４　あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1自分のことが好きだ	H29	32　（24.6%）	56　（43.1%）	29　（22.3%）	13　（10.0%）
	R2	41　（32.8%）	58　（46.4%）	20　（16.0%）	6　（4.8%）
2自分を大切に思ってくれる人がいる	H29	84　（64.6%）	35　（26.9%）	10　（7.7%）	1　（0.8%）
	R2	86　（68.8%）	29　（23.2%）	4　（3.2%）	1　（0.8%）
3自分は他人から必要とされている	H29	50　（38.5%）	55　（42.3%）	20　（15.4%）	5　（3.8%）
	R2	41　（32.8%）	64　（51.2%）	12　（9.6%）	3　（2.4%）
4ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	H29	68　（52.3%）	52　（40.0%）	6　（4.6%）	4　（3.1%）
	R2	90　（72.0%）	26　（20.8%）	2　（1.6%）	1　（0.8%）

問５　あなたは今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか？
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 スポーツ・運動	51（40.8%）
2 勉強	36（28.8%）
3 読書	50（40.0%）
4 塾や習い事	30（24.0%）
5 マンガ	34（27.2%）
6 ＴＶ．オンラインゲームなど	62（49.6%）
7 インターネット	32（25.6%）
8 テレビ	57（45.6%）
9 音楽	44（35.2%）
10 家族と過ごす時間	43（34.4%）
11 友だちとの遊び	80（64.0%）
12 特にない	0
13 その他	6（4.8%）

問６　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
１　お父さん	75　（57.7%）	70　（56.0%）
２　お母さん	119　（91.5%）	116　（92.8%）
３　おじいさん・おばあさん	27　（20.8%）	25　（20.0%）
４　いっしょにくらす施設の職員	0　（0.0%）	1　（0.8%）
５　ほとんど話をしない	0　（0.0%）	1　（0.8%）
６　その他	16　（12.3%）	20　（16.0%）

問７　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってくれていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
１　お父さん	76　（58.5%）	80　（64.0%）
２　お母さん	113　（86.9%）	118　（94.4%）
３　おじいさん・おばあさん	27　（20.8%）	28　（22.4%）
４　いっしょにくらす施設の職員	0　（0.0%）	1　（0.8%）
５　分かってくれていると思う人はいない	4　（3.1%）	0　（0.0%）
６　その他	12　（9.2%）	16　（12.8%）

問 7-1　問７でよく分かってくれる人は、どのようなことを分かってくれていますか？あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　性格や好きな食べ物	111　（88.8%）
２　友達関係	71　（56.8%）
３　学校の先生	52　（41.6%）
４　外出先や帰宅時間	48　（38.4%）
５　勉強の事や得意なこと	77　（61.6%）
６　将来の夢や希望	61　（48.8%）
７　習い事の事	63　（50.4%）
８　その他	3　（2.4%）

問８　あなたと話をするときの保護者のことで、次のような不満を感じたことがありますか。
それぞれ、もっとも近いものに○をつけてください。

		よくある	ときどきある	あまりない	ない	わからない
1話をまじめに聞いてくれない	H29	4 (3.1%)	19 (14.6%)	28 (21.5%)	72 (55.4%)	5 (3.8%)
	R2	7 (5.6%)	20 (16.0%)	27 (21.6%)	71 (56.8%)	0 (0.0%)
2けなしたり、ばかにしたりする	H29	2 (1.5%)	8 (6.2%)	19 (14.6%)	93 (71.5%)	6 (4.6%)
	R2	1 (0.8%)	10 (8.0%)	16 (12.8%)	89 (71.2%)	5 (4.0%)
3あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	H29	1 (0.8%)	12 (9.2%)	17 (13.1%)	94 (72.3%)	4 (3.1%)
	R2	4 (3.2%)	10 (8.0%)	13 (10.4%)	92 (73.6%)	3 (2.4%)
4態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	H29	7 (5.4%)	12 (9.2%)	18 (13.8%)	86 (66.2%)	5 (3.8%)
	R2	7 (5.6%)	11 (8.8%)	21 (16.8%)	81 (64.8%)	2 (1.6%)
5その時の気分で態度がかわる	H29	10 (7.7%)	23 (17.7%)	23 (17.7%)	67 (51.5%)	4 (3.1%)
	R2	16 (12.8%)	26 (20.8%)	21 (16.8%)	54 (43.2%)	4 (3.2%)

問９　あなたがふだんの生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	H29	R2
1　家で家族とすごす部屋	74 (56.9%)	76 (60.8%)
2　自分の部屋	36 (27.7%)	34 (27.2%)
3　学校の教室	7 (5.4%)	11 (8.8%)
4　学校の保健室	0 (0.0%)	4 (3.2%)
5　学校の図書室など	0 (0.0%)	8 (6.4%)
6　図書館（学校以外）	0 (0.0%)	3 (2.4%)
7　友だちの家	3 (2.3%)	3 (2.4%)
8　公園など、屋外で友だちとすごす場所	3 (2.3%)	12 (9.6%)
9　児童センターなど、屋内で友だちとすごす場所	2 (1.5%)	4 (3.2%)
10　塾、習い事やスポーツクラブ	1 (0.8%)	7 (5.6%)
11　とくにない	3 (2.3%)	0 (0.0%)
12　その他	3 (2.3%)	9 (7.2%)

問 10　あなたは、日ごろの生活の中で、何かこまっていることや、いやなこと、なやみごとがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　親との関係	3	（2.3%）	5	（4.0%）
2　兄弟姉妹との関係	7	（5.3%）	15	（12.0%）
3　友だちとの関係（いじめ以外）	16	（12.3%）	15	（12.0%）
4　いじめのこと	4	（3.1%）	4	（3.2%）
5　勉強のこと	15	（11.5%）	24	（19.2%）
6　先生との関係	4	（3.1%）	3	（2.4%）
7　習い事・サークルなどのこと	7	（5.4%）	4	（3.2%）
8　自分の体や性格のこと	11	（8.5%）	20	（16.0%）
9　異性とのこと	1	（0.8%）	3	（2.4%）
10　とくになやみや心配ごとはない	82	（63.1%）	65	（52.0%）
11　その他	1	（0.8%）	5	（4.0%）

問 11　あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　お父さん	66	（50.8%）	58	（46.4%）
2　お母さん	95	（73.1%）	95	（76.0%）
3　おじいさん・おばあさん	18	（13.8%）	22	（17.6%）
4　兄弟姉妹	25	（19.2%）	31	（24.8%）
5　友だち	49	（37.7%）	55	（44.0%）
6　学校の先生	44	（33.8%）	54	（43.2%）
7　先生以外の学校にいる人	4	（3.1%）	3	（2.4%）
8　塾、習い事やサークルの先生	4	（3.1%）	6	（4.8%）
9　児童センターの職員	3	（2.3%）	2	（1.6%）
10 電話相談などの相談員	2	（1.5%）	6	（4.8%）
11 メールやインターネットでの友だち	2	（1.5%）	2	（1.6%）
12 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	2	（1.5%）	1	（0.8%）
13 インターネットの掲示板サイト	1	（0.8%）	0	（0.0%）
14 わからない	5	（3.8%）	4	（3.2%）
15 だれにも相談しない	15	（11.5%）	5	（4.0%）
16 その他	1	（0.8%）	3	（2.4%）

問 12　北広島市内にある、子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	H29	R2
1　子どもの権利相談	39　（30.0%）	40　（32.0%）
2　家庭児童相談室	9　（6.9%）	9　（7.2%）
3　子ども相談電話　※	66　（50.8%）	47　（37.6%）
4　エンゼルキッズこども家庭支援センター	9　（6.9%）	10　（8.0%）
5　子どもサポートセンター	14　（10.8%）	25　（20.0%）
6　教育相談電話	11　（8.5%）	11　（8.8%）
7　法務局子どもの人権 110 番	45　（34.6%）	42　（33.6%）
8　心の教室	33　（25.4%）	27　（21.6%）
9　知っているところ、利用したことのあるところはない	49　（37.7%）	44　（35.2%）

※　子ども相談支援センター（北海道教育委員会開設）

問 13　あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
1　どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ	78　（60.0%）	81　（64.8%）
2　放課後、土日に電話などで相談できるところ	17　（13.1%）	27　（21.6%）
3　メールやSNSで相談できるところ		6　（4.8%）
4　ひみつが守られるところ	71　（54.6%）	63　（50.4%）
5　自分と年齢の近い話し相手がいるところ	25　（19.2%）	30　（24.0%）
6　こまったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ	40　（30.8%）	32　（25.6%）
7　自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ	21　（16.2%）	21　（16.8%）
8　問題の解決方法を教えてくれるところ	59　（45.4%）	47　（37.6%）
9　学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ	18　（13.8%）	22　（17.6%）
10　とくに相談してみようとは思わない	29　（22.3%）	19　（15.6%）
11 その他	0　（0.0%）	3　（2.4%）

問 14　子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。北広島市では、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」をつくりました。

あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	H29	R2
1　見たり聞いたりしたことがある	39　（30.0%）	42　（33.6%）
2　見たり聞いたりしたことはない	80　（61.5%）	81　（64.8%）

⇒問 14 で「1　見たり聞いたりしたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問 14-1　何で見たり聞いたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	H29	R2
1　パンフレット・チラシなど	8　（26.7%）	18　（42.9%）
2　学校の授業	18　（60.0%）	17　（40.5%）
3　新聞、テレビ、ラジオなど	5　（16.7%）	5　（11.9%）
4　広報紙	4　（13.3%）	3　（7.1%）
5　ホームページ	0　（0.0%）	0　（0.0%）
6　家族や友だちから	1　（3.3%）	2　（4.8%）
7　子どもの権利相談カード	20　（66.7%）	21　（50.0%）
8　クリアファイル等のグッズ		11　（26.2%）
9　子どもの権利ニュース		0　（0.0%）
10　その他	2　（6.7%）	1　（2.4%）

※　母体数　H29：30　　R2：42

問 14-2　子どもの権利について、知っていることはありますか？次の項目の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　4 つの権利	7　（16.7%）
2　子どもの権利相談窓口	22　（52.4%）
3　巡回子どもの権利相談	1　（2.4%）
4　子ども会議	4　（9.5%）

5　子どもの権利ニュース	1　（2.4%）
6　子どもの権利キャラクター「けんリーナ」	20　（47.6%）

※母体数：42

問 15　あなたは、この１年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したことや、行動をしたことがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　お祭り	115	（88.5%）	79	（63.2%）
2　スポーツなどのイベント	47	（36.2%）	28	（22.4%）
3　昔遊びを教えてもらうイベント	21	（16.2%）	24	（19.2%）
4　清掃や防災などの活動	49	（37.7%）	33	（26.4%）
5　外国の人とふれあう活動	23	（17.7%）	9	（7.2%）
6　お年よりとふれあう活動	29	（22.3%）	14	（11.2%）
7　障がいのある人とふれあう活動	32	（24.6%）	14	（11.2%）
8　まったくしたことがない	5	（3.8%）	29	（23.2%）
9　その他	1	（0.8%）	3	（2.4%）

問 16　あなたは、北広島市にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　児童センター	67	（51.5%）	59	（47.2%）
2　芸術文化ホール（花ホール）	99	（76.2%）	83	（66.4%）
3　公園	121	（93.1%）	113	（90.4%）
4　図書館・図書室（学校の外にあるもの）	109	（83.8%）	99	（79.2%）
5　キャンプ場	22	（16.9%）	29	（23.2%）
6　地区センターなどの会館	58	（44.6%）	38	（30.4%）
7　体育館、プール、球場	115	（88.5%）	99	（79.2%）
8　利用したことはない	0	（0.0%）	2	（1.6%）
9　その他	3	（2.3%）	0	（0.0%）

問 17　あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

		言うことができる	だいたい言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない
1　家族の中の大事な物事やルールについて	H29	52　(40.0%)	43　(33.1%)	13　(10.0%)	4　(3.1%)	14　(10.8%)
	R2	43　(34.4%)	42　(33.6%)	19　(15.2%)	4　(3.2%)	15　(12.0%)
2　学校行事の内容や進め方について	H29	31　(23.8%)	50　(38.5%)	24　(18.5%)	6　(4.6%)	15　(11.5%)
	R2	40　(32.0%)	45　(36.0%)	23　(18.4%)	5　(4.0%)	9　(7.2%)
3　学校でのきまりごとについて	H29	35　(26.9%)	43　(33.1%)	21　(16.2%)	7　(5.4%)	19　(14.6%)
	R2	45　(36.0%)	40　(32.0%)	13　(10.4%)	8　(6.4%)	14　(11.2%)
4　地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	H29	29　(22.3%)	19　(14.6%)	32　(24.6%)	12　(9.2%)	31　(23.8%)
	R2	27　(21.6%)	34　(27.2%)	22　(17.6%)	14　(11.2%)	22　(17.6%)

問 18　あなたは、パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）でインターネットを利用していますか（授業などでの利用は除きます）。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	H29	R2
1　携帯電話でもパソコンでも利用している	21　(16.2%)	34　(27.2%)
2　主に携帯電話で利用している	37　(28.5%)	49　(39.2%)
3　主にパソコンで利用している	26　(20.0%)	13　(10.4%)
4　利用していない	45　(34.6%)	29　(23.2%)

⇒　問 18 で 1～3 に○をつけた方にお聞きします。

問 18-1　携帯電話（スマートフォンを含む）は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　親と共有	47　(49..0%)
2　自分専用	34　(35.4%)
3　その他（家族と共有）	4　(4.2%)

※　実数母体：96

問 18-2　一日の中で、インターネットを利用する時間はどの位ですか？あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

1　30 分以内	15　(15.6%)
2　1 時間以内	17　(17.7%)
3　2 時間以内	21　(21.9%)
4　3 時間以内	19　(19.8%)
5　4 時間以内	5　(5.2%)
6　5 時間以内	7　(7.3%)
7　5 時間以上	7　(7.3%)

※　実数母体：96

問 18-3　インターネットの利用目的について、あてはまるものは何ですか？あてはまるものにいくつでも○を付けてください。

1 コミュニケーション	15　(15.6%)
2 ニュース	6　(6.3%)
3 情報を調べる	31　(32.3%)
4 地図・ナビ	9　(9.4%)
5 音楽を聴く	52　(54.2%)
6 動画を視る	71　(74.0%)
7 電子書籍	4　(4.2%)
8 ゲーム	62　(64.6%)
9 ショッピング・オークション	4　(4.2%)
10 勉強・学習アプリやサービス	19　(19.8%)
11 その他　（映画、時計、電卓等）	3　(3.1%)

※　実数母体：96

問 18-4　インターネットを利用する中で、これまでにネット上のいじめ、個人情報や画像の流出等の被害にあったことがありますか？あてはまるものどちらかに 1 つだけ○を付けてください。

1　ある	0
2　ない	85　（88.5%）

※　実数母体：96

問 18-5　北広島市のホームページまたは北広島市子育てサイトをを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	H29	R2
1　利用したことがある	20　（23.8%）	12　（12.5%）
2　利用したことはない	52　（61.9%）	70　（72.9%）
3　北広島市のホームページまたは、北広島市子育てサイトかどうかわからない	11　（13.1%）	6　（6.3%）

※　実数母体：H29：84　　R2：96

子どもの権利に関する実態・意識調査
（中学生以上用）

北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

令和２年８月

北広島市

郵送のほかオンライン回答もできます。オンライン回答の場合は、以下の URL か２次元バーコードを読み込んでください。なお、オンライン回答した場合は、郵送しないでください。

URL

https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AVqlOXml

２次元バーコード

オンライン回答用識別番号　●●●●

子どもの権利に関する実態・意識調査「中学生以上用」へのご協力のお願い

北広島市には、子どもが夢と希望をもち、幸せに暮らせるまちを目指すためのきまりとして「子どもの権利条例」があります。

この調査（アンケート）は、みなさんが日々どんな思いをもって過ごしているのかをお聞きするもので、子どもの権利に関する北広島市のまちづくりを考えるための参考にしたいと考えています。今回、お送りしたのは、その調査票（この用紙）と送付用の封筒です。

突然のお願いではありますが、ご協力をよろしくお願いします。

●アンケート用紙をお送りする方の選び方

・調査の対象者は、4 月 1 日現在で 9 歳から 17 歳までの方の中から、1,000 人を、偏りがないように、くじ引きのような方法（無作為抽出）で選びました。

●プライバシーには十分注意します

・この用紙や送付用の封筒にあなたの名前や住所を書く必要はありません。

・回答の結果は、数字でまとめますので、あなたが答えた内容を、他の人に知られることはありません。

●本人がお答えください

・この用紙が入っていた封筒のあて先に書かれている名前の方が、お答えください。

～この調査票をご覧になった保護者の方へ～

この調査は、上記の目的以外に使うことはありません。また、この調査票からお子様個人やご家庭が特定されることはありません。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお伝えください。

回　答　の　方　法（郵送またはオンラインでご回答いただけます）

1　全部答えられなくてもかまいませんので、答えられるところだけ回答してください。

2　自分の答えを自分で書いてください。

3　答えを書くときは、鉛筆か黒または青のボールペンなどを使用してください。

4　答えは、あてはまる番号を○でかこんでください。

5　答えの○の数は、問いごとに違います。（例：「１つだけ」「あてはまるものにいくつでも」）

6　「その他（　　）」を選んだら、かっこの中にできるだけ内容を書いてください。

7　この用紙や送付用の封筒にあなたの名前や住所を書かないでください。

8　書き終わったら、この調査票を、いっしょに入っている封筒に入れ、8 月 28 日（金）までに、郵便ポストに入れてください（切手は必要ありません）。

9　オンラインによる回答も可能です。回答はこちらの URL か 2 次元ﾊﾞｰｺｰﾄﾞからお願いします。

URL https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AVqlOXml　　2 次元ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ

※オンラインによる回答の場合は調査票表紙の右下にある識別番号を入力してください。また、オンラインによる回答をした場合は、郵送による回答をしないでください。

問い合わせ：北広島市子育て支援部子ども家庭課（☎372-3311 内線 2218、2213）

あなたのことについてお聞きします

問１　あなたの性別に○をつけてください。

１　男	２　女

問２　あなたの今の状況に○をつけてください。

１　中学１年生	２　中学２年生	３　中学３年生
４　高校１年生	５　高校２年生	６　高校３年生
７　専門学校などに通っている		８　働いている
９　その他（　　）		

問３　あなたがお住まいの地区はどこですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

１	東部小学校区	（東の里　中の沢　南の里　富ヶ岡　稲穂町　新富町　朝日町　美沢中央）
２	西部小学校区	（島松　輪厚　希望ヶ丘　三島　輪厚中央　輪厚元町　輪厚工業団地）
３	西の里小学校区	（西の里　西の里東　西の里北　西の里南　虹ヶ丘）
４	大曲小学校区	（大曲（一部）　大曲柏葉　大曲南ヶ丘　大曲中央　大曲工業団地　大曲末広（5 丁目、6 丁目及び 7 丁目）　大曲幸町　仁別）
５	双葉小学校区	（広葉町　栄町　輝美町　北進町　若葉町　青葉町　白樺町　南町）
６	緑ヶ丘小学校区	（高台町　泉町　里見町　松葉町　緑陽町　山手町）
７	北の台小学校区	（共栄　北の里　共栄町　東共栄　美咲き野）
８	大曲東小学校区	（大曲（一部）　大曲末広（1 丁目から 4 丁目まで）　西の里（国有林）　大曲光　大曲緑ヶ丘　大曲並木）

問４　あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
１　自分のことが好きだ	1	2	3	4
２　自分を大切に思ってくれる人がいる	1	2	3	4
３　自分は他人から必要とされている	1	2	3	4
４　ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	1	2	3	4

問５　あなたは今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか？あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１スポーツ・運動　　２　勉強　　３　読書　　４　趣味の活動
５ 塾や習い事　　６ マンガ　　７　ＴＶゲーム・オンラインゲームなど
８ インターネット　　９ テレビ　　１０　音楽　　１１　家族と過ごす時間
１２　友達との遊び　１３アルバイト　　１４　特にない　１５　その他（　　）

あなたとくらしている保護者についてお聞きします

問６　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　お父さん　　２　お母さん　　３　おじいさん・おばあさん
４　いっしょにくらす施設の職員　　５　ほとんど話をしない
６　その他（　　）

問７　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってくれていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　お父さん	2　お母さん	3　おじいさん・おばあさん
4　いっしょにくらす施設の職員	5　分かってくれていると思う人はいない	
6　その他（　　）		

＜問７－１　問７でよく分かってくれる人は、どのようなことを分かってくれていますか？
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　性格や好きな食べ物	2　友達関係	3　学校の先生
4　外出先や帰宅時間	5　部活やサークル活動	
6　勉強のことや得意なこと	7　恋愛関係	
8　将来の夢や希望	9　習い事のこと	
10　その他（　　）		

問８　あなたと話をするときの保護者のことで、次のようなことを感じたことがありますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

	よくある	ときどきある	あまりない	ない	分からない
1　話をまじめに聞いてくれない	1	2	3	4	5
2　けなしたり、ばかにしたりする	1	2	3	4	5
3　あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	1	2	3	4	5
4　態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	1	2	3	4	5
5　その時の気分で態度がかわる	1	2	3	4	5

あなたのふだんの生活についてお聞きします

問９　あなたがふだんの生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　家で家族と過ごす部屋	2　自分の部屋
3　学校の教室	4　学校の保健室
5　学校の図書室など	6　図書館（学校以外）
7　友だちの家	8　公園など、外で友だちと過ごす場所
9　児童センターなど、建物の中で友だちと過ごす場所	10　塾、習い事やスポーツクラブ
	11　特にない
12　その他（　　）	

問 10　あなたは、日ごろの生活の中で、何か困っていることや、いやなこと、なやみごとがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　親との関係	2　兄弟との関係
3　友だちとの関係（いじめ以外）	4　いじめのこと
5　勉強のこと	6　先生との関係
7　習い事・サークルなどのこと	8　自分の身体や性格のこと
9　異性とのこと	10　特になやみや心配ごとはない
11　その他（　　）	

問 11　あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　お父さん	2　お母さん	3　おじいさん・おばあさん
4　兄弟姉妹	5　友だち	6　学校の先生
7　先生以外の学校にいる人	8　塾、習い事やサークルの先生	
9　児童センターの職員	10　電話相談などの相談員	
11　メールやインターネットでの友だち	12　ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	
13　インターネットの掲示板サイト	14　分からない	
15　だれにも相談しない	16　その他（　　）	

困ったときに相談などができるところについてお聞きします

問 12　北広島市内にある、子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　子どもの権利相談	2　家庭児童相談室
3　子ども相談電話	4　エンゼルキッズこども家庭支援センター
5　子どもサポートセンター	6　教育相談電話
7　子どもの人権 110 番	8　心の教室
9　知っているところ、利用したことのあるところはない	

問 13　あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ
2　放課後、土日に電話で相談できるところ
3　メールやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で相談できるところ
4　ひみつが守られるところ
5　自分と年齢の近い話し相手がいるところ
6　困ったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ
7　自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ
8　問題の解決方法を教えてくれるところ
9　学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ
10　特に相談してみようとは思わない
11　その他（　　）

子どもの権利についてお聞きします

問 14　子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。北広島市には、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」があります。

あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものどちらかに１つだけ○をつけてください。

1　見たり聞いたりしたことがある　→問 14-1、問 14-2 へ
2　見たり聞いたりしたことはない　→問 15 へ

＜問 14 で「1　見たり聞いたりしたことがある」に○をつけた方にお聞きします＞
問 14-1　何で見たり聞いたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　パンフレット・チラシなど	2　学校の授業
3　新聞、テレビ、ラジオなど	4　広報紙
5　ホームページ	6　家族や友だちから
7　子どもの権利相談カード	8　クリアファイル・テッシュなどのグッズ
9　子どもの権利ニュース	10　その他（　　）

＜問 14-2　子どもの権利について、知っていることはありますか。次の項目の中であてはまるものすべてに○をつけてください。

1　4 つの権利	2　子どもの権利相談窓口
3　巡回子どもの権利相談	4　子ども会議
5　子どもの権利ニュース	6　子どもの権利キャラクター「けんリーナ」
7　その他（　　）	

あなたが体験したことなどについてお聞きします

問 15　あなたは、この１年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したことや、行動をしたことがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　お祭り	2　スポーツなどのイベント
3　昔遊びを教えてもらうイベント	4　清掃や防災などの活動
5　外国の人とふれあう活動	6　お年寄りとふれあう活動
7　障がいのある人とふれあう活動	8　まったくしたことがない
9　その他（　　）	

問 16　あなたは、北広島市内にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　児童センター	2　芸術文化ホール（花ホール）
3　公園	4　図書館・図書室（学校の外にあるもの）
5　キャンプ場	6　地区センターなどの会館
7　体育館、プール、球場	8　利用したことはない
9　その他（　　）	

問 17　あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

	言うことができる	だいたい言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない
1　家族の中の大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
2　学校行事の内容や進め方について	1	2	3	4	5
3　学校でのきまりごとについて	1	2	3	4	5
4　地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	1	2	3	4	5

インターネットについてお聞きします

問 18　あなたは、授業以外でスマートフォン（携帯電話を含む）やパソコンでインターネットを利用していますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　スマートフォン（携帯電話を含む）でもパソコンでも利用している
2　主にスマートフォン（携帯電話を含む）で利用している
3　主にパソコンで利用している
　　} 問 18-1～問 18-5 へ
4　利用していない　→　質問は終わりです。ありがとうございました。

＜問 18 で「１～２」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-1　スマートフォン（携帯電話を含む）は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1　親と共有　　2　自分専用　　3　その他（　　）

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-2　一日の中で、インターネットを利用する時間はどのくらいですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

１　30 分以内	２　１時間以内	３　２時間以内	４　３時間以内
５　４時間以内	６　５時間以内	７　５時間より多い	

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-3　インターネットの利用目的について、最もあてはまるものは何ですか。
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

１　コミュニケーション	２　ニュース	３　情報検索	４　地図・ナビ	
５　音楽視聴	６　動画視聴	７　電子書籍	８　ゲーム	９　ショッピング･オークション
１０　勉強・学習アプリやサービス	１１　その他（　　）			

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-4　インターネットを利用する中で、これまでにネット上のいじめ、個人情報や画像の流出等の被害にあったことがありますか。あてはまるものどちらかに１つだけ○をつけてください。

１　ある	２　ない

＜問 18 で「１～３」に○をつけた方にお聞きします＞

問 18-5　北広島市のホームページ又は北広島市子育てサイトを利用したことがありますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

１　利用したことがある	２　利用したことはない
３　北広島市のホームページ又は北広島市子育てサイトかどうか分からない	

ありがとうございました。このアンケートの集計結果は、これから、北広島市が子どもの権利に関するまちづくりを考えるための資料とします。

※オンラインにより回答する場合は、表紙の右下にある識別番号を最後に入力してください。

集計結果（端数処理の都合および無回答等により、合計が一致しない場合があります）

中学生以上（H29 回答数 224、R2 回答数 198）

問１　性別

H29		R2	
男	女	男	女
94（42.0%）	119（53.1%）	91（46.0%）	106（53.5%）

問２　現在の状況

H29			R2		
中学１年生	中学２年生	中学３年生	中学１年生	中学２年生	中学３年生
41（18.3%）	45(20.1%）	50（22.3%）	34（17.1%）	37（18.7%）	39（19.7%）
高校１年生	高校２年生	高校３年生	高校１年生	高校２年生	高校３年生
29（12.9%）	20（8.9%）	27（12.1%）	27（13.6%）	34（17.1%）	25（12.6%）
専門学校など	働いている	その他	専門学校など	働いている	その他
0（0.0%）	0（0.0%）	1（0.4%）	1（0.5%）	0（0.0%）	0（0.0%）

問３　お住まいの区域

	H29	R2
1　東部小学校	20　（8.9%）	32　（16.1%）
2　西部小学校	19　（8.5%）	20　（10.1%）
3　西の里小学校（分校含む）	28　（12.5%）	35　（17.7%）
4　大曲小学校	23　（10.3%）	28　（14.1%）
5　双葉小学校	27　（12.1%）	23　（11.6%）
6　緑ヶ丘小学校	20　（8.9%）	10　（5.1%）
7　北の台小学校	33　（14.7%）	27　（13.6%）
8　大曲東小学校	41　（18.3%）	23　（11.6%）

問４　あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1自分のことが好きだ	H29	35　(15.6%)	90　(40.2%)	63　(28.1%)	25　(11.2%)
	R2	52　(26.3%)	75　(37.9%)	51　(25.8%)	19　(9.6%)
2自分を大切に思ってくれる人がいる	H29	122　(54.5%)	71　(31.7%)	15　(6.7%)	4　(1.8%)
	R2	113　(57.1%)	66　(33.0%)	13　(6.6%)	3　(1.5%)
3自分は他人から必要とされている	H29	55　(24.6%)	102　(45.5%)	45　(20.1%)	9　(4.0%)
	R2	50　(25.4%)	92　(46.7%)	44　(22.2%)	10　(5.1%)
4ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	H29	110　(49.1%)	77　(34.4%)	21　(9.4%)	3　(1.3%)
	R2	104　(52.5%)	67　(33.8%)	19　(9.6%)	4　(2.0%)

問５　あなたは今、自分が夢中になれることや充実していることは何ですか？
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1　スポーツ・運動	90　(45.5%)
2　勉強	36　(18.2%)
3　読書	43　(21.7%)
4　趣味の活動	88　(44.4%)
5　塾や習い事	18　(9.1%)
6　マンガ	60　(30.3%)
7 ＴＶ．オンラインゲームなど	93　(47.0%)
8 インターネット	72　(36.4%)
9　テレビ	51　(25.8%)
10　音楽	116　(58.6%)

11　家族と過ごす時間	48　(24.2%)
12　友だちとの遊び	104　(52.5%)
13　アルバイト	9　(4.5%)
14　特にない	1　(0.5%)
15　その他	7　(3.5%)

問６　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
1　父	95　（42.4%）	102　（51.5%）
2　母	207　（92.4%）	174　（87.9%）
3　祖父・祖母	30　（13.4%）	16　（8.1%）
4　いっしょにくらす施設の職員	0　（0.0%）	14　（7.1%）
5　ほとんど話をしない	7　（3.1%）	4　（2.0%）
6　その他	16　（7.1%）	21　（10.7%）

問７　あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってくれていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
1　父	101　（45.1%）	95　（48.0%）
2　母	193　（86.2%）	165　（83.3%）
3　祖父・祖母	30　（13.4%）	15　（7.6%）
4　いっしょにくらす施設の職員	0　（0.0%）	9　（4.5%）
5　分かってくれていると思う人はいない	18　（8.0%）	13　（6.6%）
6　その他	12　（5.4%）	18　（9.1%）

問 7-1　問７でよく分かってくれる人は、どのようなことを分かってくれていますか？あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1	性格や好きな食べ物	168　(84.8%)
2	友達関係	100　(50.5%)
3	学校の先生	68　(34.3%)
4	外出先や帰宅時間	82　(41.4%)
5	部活やサークル活動	80　(40.4%)
6	勉強の事や得意なこと	125　(63.1%)
7	恋愛関係	14　(7.1%)
8	将来の夢や希望	96　(48.5%)
9	習い事の事	40　(20.2%)
10	その他	3　(1.5%)

問８　あなたと話をするときの保護者のことで、次のような不満を感じたことがありますか。それぞれ、<u>もっとも近いものに</u>○をつけてください。

		よくある	ときどきある	あまりない	ない	わからない
1話をまじめに聞いてくれない	H29	9　(4.0%)	42　(18.8%)	58　(25.9%)	107　(47.8%)	7　(3.1%)
	R2	11　(5.6%)	27　(13.6%)	57　(28.8%)	95　(48.0%)	7　(3.5%)
2けなしたり、ばかにしたりする	H29	8　(3.6%)	30　(13.4%)	54　(24.1%)	124　(55.4%)	8　(3.6%)
	R2	5　(2.5%)	25　(12.6%)	39　(19.7%)	118　(59.6%)	9　(4.5%)
3あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	H29	14　(6.3%)	45　(20.1%)	42　(18.8%)	114　(50.9%)	8　(3.6%)
	R2	9　(4.5%)	30　(15.2%)	41　(20.7%)	114　(57.6%)	3　(1.5%)
4態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	H29	13　(5.8%)	35　(15.6%)	58　(25.9%)	109　(48.7%)	8　(3.6%)
	R2	15　(7.6%)	24　(12.1%)	34　(17.2%)	116　(58.6%)	6　(3.0%)
5その時の気分で態度がかわる	H29	34　(15.2%)	53　(23.7%)	58　(25.9%)	69　(30.8%)	9　(4.0%)
	R2	20　(10.1%)	41　(20.7%)	49　(24.7%)	77　(38.9%)	8　(4.0%)

問９　あなたがふだんの生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	H29		R2	
１　家で家族とすごす部屋	72	（32.1%）	60	（30.3%）
２　自分の部屋	111	（49.6%）	121	（61.1%）
３　学校の教室	7	（3.1%）	19	（9.6%）
４　学校の保健室	0	（0.0%）	3	（1.5%）
５　学校の図書室など	2	（0.9%）	7	（3.5%）
６　図書館（学校以外）	1	（0.4%）	4	（2.0%）
７　友だちの家	3	（1.3%）	5	（2.5%）
８　公園など、屋外で友だちとすごす場所	2	（0.9%）	16	（8.1%）
９　児童センターなど、屋内で友だちとすごす場所	1	（0.4%）	2	（1.0%）
10　塾、習い事やスポーツクラブ	3	（1.3%）	6	（3.0%）
11　とくにない	4	（1.8%）	7	（3.5%）
12　その他	7	（3.1%）	6	（3.0%）

問 10　あなたは、日ごろの生活の中で、何かこまっていることや、いやなこと、なやみごとがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
１　親との関係	15	（6.7%）	6	（3.0%）
２　兄弟姉妹との関係	2	（0.9%）	9	（4.5%）
３　友だちとの関係（いじめ以外）	40	（17.9%）	42	（21.2%）
４　いじめのこと	1	（0.4%）	2	（1.0%）
５　勉強のこと	95	（42.4%）	82	（41.4%）
６　先生との関係	9	（4.0%）	4	（2.0%）
７　習い事・サークルなどのこと	9	（4.0%）	6	（3.0%）
８　自分の体や性格のこと	37	（16.5%）	37	（18.7%）
９　異性とのこと	6	（2.7%）	8	（4.0%）
10　とくになやみや心配ごとはない	62	（27.7%）	80	（40.4%）
11　その他	6	（2.7%）	10	（5.1%）

問 11　あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29	R2
1　お父さん	59　（26.3%）	66　（33.3%）
2　お母さん	130　（58.0%）	120　（60.6%）
3　おじいさん・おばあさん	19　（8.5%）	9　（4.5%）
4　兄弟姉妹	34　（15.2%）	45　（22.7%）
5　友だち	147　（65.6%）	117　（59.0%）
6　学校の先生	70　（31.3%）	40　（20.2%）
7　先生以外の学校にいる人	8　（3.6%）	2　（1.0%）
8　塾、習い事やサークルの先生	10　（4.5%）	7　（3.5%）
9　児童センターの職員	2　（0.9%）	4　（2.0%）
10 電話相談などの相談員	2　（0.9%）	2　（1.0%）
11 メールやインターネットでの友だち	6　（2.7%）	6　（3.0%）
12 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	2　（0.9%）	7　（3.5%）
13 インターネットの掲示板サイト	0　（0.0%）	0　（0.0%）
14 わからない	5　（2.2%）	8　（4.0%）
15 誰にも相談しない	21　（9.4%）	19　（9.6%）
16 その他	5　（2.2%）	2　（1.0%）

問 12　北広島市内にある、子どもが相談をできるところのうち、次の中にあなたが知っているところや、利用したことのあるところはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	H29	R2
1　子どもの権利相談	49　（21.9%）	54　（27.2%）
2　家庭児童相談室	14　（6.3%）	9　（4.5%）
3　子ども相談電話　※	96　（42.9%）	72　（36.4%）
4　エンゼルキッズこども家庭支援センター	13　（5.8%）	15　（7.6%）
5　子どもサポートセンター	27　（12.1%）	39　（19.7%）
6　教育相談電話	23　（10.3%）	9　（4.5%）
7　法務局子どもの人権 110 番	79　（35.3%）	69　（34.8%）
8　心の教室	43　（19.2%）	43　（21.7%）
9 知っているところ、利用したことのあるところはない	76　（33.9%）	83　（42.0%）

※　子ども相談支援センター（北海道教育委員会開設）

問 13　あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ	109	(48.7%)	95	(48.0%)
2　放課後、土日に電話などで相談できるところ	22	(9.8%)	32	(16.2%)
3　メールやSNSで相談できるところ			46	(23.2%)
4　ひみつが守られるところ	115	(51.3%)	100	(50.5%)
5　自分と年齢の近い話し相手がいるところ	39	(17.4%)	34	(17.2%)
6　こまったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ	66	(29.5%)	43	(21.7%)
7　自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ	22	(9.8%)	24	(12.1%)
8　問題の解決方法を教えてくれるところ	69	(30.8%)	62	(31.3%)
9　学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ	16	(7.1%)	21	(10.6%)
10　とくに相談してみようとは思わない	56	(25.0%)	63	(31.8%)
11 その他	6	(2.7%)	3	(1.5%)

問 14　子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。北広島市では、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」をつくりました。

あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

	H29		R2	
1　見たり聞いたりしたことがある	71	(31.7%)	72	(36.4%)
2　見たり聞いたりしたことはない	138	(61.6%)	125	(63.1%)

⇒問 14 で「１見たり聞いたりしたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問 14-1　何で見たり聞いたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	H29		R2	
1　パンフレット・チラシ等	13	(18.3%)	24	(33.3%)
2　学校の授業	46	(64.8%)	31	(43.1%)
3　新聞、テレビ、ラジオなど	2	(2.8%)	3	(4.2%)
4　広報紙	7	(9.9%)	7	(9.7%)
5　ホームページ	1	(1.4%)	0	(0.0%)
6　家族や友だちから	2	(2.8%)	3	(4.2%)

7 子どもの権利相談カード	40	（56.3%）	29	(40.3%)
8 クリアファイル等のグッズ			12	(16.7%)
9 子どもの権利ニュース			2	(2.8%)
10 その他	3	（4.2%）	2	(2.8%)

※　母体数　H29：71　　R2：72

問 14-2　子どもの権利について、知っていることはありますか？次の項目の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1　4 つの権利	21	（29.2%）
2　子どもの権利相談窓口	18	（25.0%）
3　巡回子どもの権利相談	3	（4.2%）
4　子ども会議	5	（2.5%）
5　子どもの権利ニュース	2	（2.8%）
6　子どもの権利キャラクター「けんリーナ」	30	（41.7%）

※　実数母体：72

問 15　あなたは、この 1 年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したことや、行動をしたことがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　お祭り	149	(66.5%)	120	(60.6%)
2　スポーツなどのイベント	27	(12.1%)	26	(13.1%)
3　昔遊びを教えてもらうイベント	5	(2.2%)	3	(1.5%)
4　清掃や防災などの活動	43	(19.2%)	28	(14.1%)
5　外国の人とふれあう活動	3	(1.3%)	5	(2.5%)
6　お年よりとふれあう活動	22	(9.8%)	10	(5.1%)
7　障がいのある人とふれあう活動	14	(6.3%)	8	(4.0%)
8　まったくしたことがない	50	（22.3%）	57	(28.8%)
9　その他	2	（0.9%）	4	(2.0%)

問 16　あなたは、北広島市にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

	H29		R2	
1　児童センター	86	（38.4%）	79	(39.9%)
2　芸術文化ホール（花ホール）	175	（78.1%）	142	(71.7%)
3　公園	201	（89.7%）	179	(90.4%)
4　図書館・図書室（学校の外にあるもの）	179	（79.9%）	156	(78.8%)
5　キャンプ場	33	（14.7%）	26	(13.1%)
6　地区センターなどの会館	101	（45.1%）	74	(37.4%)
7　体育館、プール、球場	195	（87.1%）	172	(86.9%)
8　利用したことはない	3	（1.3%）	7	(3.5%)
9　その他	1	（0.4%）	3	(1.5%)

問 17　あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの１つに○をつけてください。

		言うことができる		だいたい言うことができる		あまり言うことができない		言うことができない		とくに言いたいことがない	
1家族の中の大事な物事やルールについて	H29	82	(36.6%)	86	(38.4%)	10	(4.5%)	2	(0.9%)	34	(15.2%)
	R2	75	(37.9%)	64	(32.3%)	18	(9.1%)	8	(4.0%)	32	(16.2%)
2学校行事の企画や運営について	H29	57	(25.4%)	77	(34.4%)	31	(13.8%)	11	(4.9%)	38	(17.0%)
	R2	50	(25.3%)	59	(29.8%)	39	(19.7%)	14	(7.1%)	34	(17.2%)
3学校でのきまりごとについて	H29	53	(23.7%)	77	(34.4%)	32	(14.3%)	10	(4.5%)	43	(19.2%)
	R2	51	(25.8%)	55	(27.8%)	39	(19.7%)	12	(6.1%)	37	(18.7%)
4 地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	H29	34	(15.2%)	42	(18.8%)	43	(19.2%)	16	(7.1%)	77	(34.4%)
	R2	24	(12.1%)	38	(19.2%)	35	(17.7%)	19	(9.6%)	77	(38.9%)

問 18　あなたは、パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）でインターネットを利用していますか（授業などでの利用は除きます）。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	H29	R2
1　携帯電話でもパソコンでも利用している	40　（17.9%）	61　(30.8%)
2　主に携帯電話で利用している	135　（60.3%）	102　(51.5%)
3　主にパソコンで利用している	30　（13.4%）	13　(6.6%)
4　利用していない	15　（6.7%）	18　(9.1%)

⇒　問 18 で 1～3 に○をつけた方にお聞きします。

問 18-1　携帯電話(スマートフォンを含む)は親と共有ですか。それとも自分専用ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1　親と共有	21　（11.9%）
2　自分専用	139　（79.0%）
3　その他（家族と共有）	3　（1.5%）

※　実数母体：176

問 18-2　一日の中で、インターネットを利用する時間はどの位ですか？あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

1　30 分以内	11　（6.3%）
2　1 時間以内	17　（9.7%）
3　2 時間以内	40　（22.7%）
4　3 時間以内	34　（19.3%）
5　4 時間以内	19　（10.8%）
6　5 時間以内	15　（8.5%）
7　5 時間以上	38　（21.6%）

※　実数母体：176

問 18-3　インターネットの利用目的について、あてはまるものは何ですか？
あてはまるものにいくつでも○を付けてください。

1 コミュニケーション	102	（58.0%）
2 ニュース	51	（29.0%）
3 情報を調べる	101	（57.4%）
4 地図・ナビ	28	（15.9%）
5 音楽を聴く	138	（78.4%）
6 動画を視る	147	（83.5%）
7 電子書籍	27	（15.3%）
8 ゲーム	96	（54.4%）
9 ショッピング・オークション	24	（13.6%）
10 勉強・学習アプリやサービス	55	（31.3%）
11 その他（映画・時計・電卓等）	6	（3.4%）

※　実数母体：176

問 18-4　インターネットを利用する中で、これまでにネット上のいじめ、個人情報や画像の流出等の被害にあったことがありますか？あてはまるものどちらかに 1 つだけ○を付けてください。

1　ある	4	（2.3%）
2　ない	166	（94.3%）

※　実数母体：176

問 18-5　北広島市のホームページまたは北広島市子育てサイトを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	H29		R2	
1　利用したことがある	71	（34.6%）	27	（15.3%）
2　利用したことはない	118	（57.6%）	136	（77.3%）
3　北広島市のホームページ又は北広島市子育てサイトかどうかわからない	16	（7.8%）	10	（5.7%）

※　実数母体：　H29：205　　R2：176

６　用語解説

１ページ

■子どもの権利審査報告書

子どもの権利条約に批准した国が、権利の実現のために取った措置などの進捗状況報告（政府報告書）を国連子どもの権利委員会が審査した報告書をいう。令和元年（2019 年）では（1）体罰（2）差別（3）子どもの意見の尊重（4）少年司法（5）代替的養護（6）性と生殖に関する健康・精神保健の６項目についての課題が挙げられている。

１ページ

■ＳＤＧｓ（エスディージーズ）

英語（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標（持続可能な世界を実現するための 17 項目※）を掲げている。

※17 項目＝1：貧困　2：飢餓　3：保健　4：教育　5：ジェンダー　6：水・衛生
7:エネルギー　8：経済成長と雇用　9：インフラ、産業化、イノベーション
10：不平等　11：持続可能な都市　12：持続可能な生産と消費　13：気候変動
14：海洋資源　15：陸上資源　16：平和　17：実施手段

25 ページ

■スクールガードリーダー

各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官ＯＢや民間警備員等）で、地域学校安全指導員ともいう。

主な任務としては以下のものがある。

・各小学校の警備ポイントの指摘。
・各小学校定期巡回及び安全体制の評価、指導・助言。
・スクールガードに対する警備上のポイントや不審者対応等の具体的な指導。
・通学路の危険な場所の問題点についての具体的な指導。

32 ページ・35 ページ

■ＩＣＴ（アイシーティー）

情報通信技術（Information Communication Technology の略）

コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術をいう。

33 ページ・36 ページ

■アウトメディア

メディア機器（テレビ、ゲーム機、インターネット、スマートフォン等）を使わない時間を持つこと。電子メディアを完全に排除するものではなく、メディアに上手に触れることで、過度な接触時間を減らし、自分自身や家族・人との繋がりを大切にしようとするもの。

文部科学省の提唱により、各自治体がそれぞれ工夫した取り組みを行っている。

北広島市においては、ネットトラブルから子どもたちの心と身体を守るため、「きたひろしまアンビシャス 4 ルール※」というアウトメディアルールを定め、情報モラルやルールマナーの普及啓発を実施している。

※きたひろしまアンビシャス４ルールの主な内容としては以下のものがある。

「１．時間をまもる」
　午後９時以降はメール、SNS やゲームなどのやり取りをしない
　一日の使用時間は２時間以内にしよう
「２．仲間を傷つけない」
　人を傷つける内容は発信しない
　メールや SNS にのせる前に必ず確認しよう
「３．個人情報に気を付ける」
　名前、住所、学校名、顔写真などの個人情報は絶対にのせない
「４．困ったら大人に相談する」
　困ったり、迷ったら保護者や先生など必ず大人に相談しよう